

平成29年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成29年12月22日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第 4 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 第 5 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 同意第 6号 監査委員の選任について
- 第 7 同意第 7号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて
- 第 8 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 第10 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 第11 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 第12 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 第14 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第23号 農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第24号 農業委員会委員の任命について
- 第25 同意第25号 農業委員会委員の任命について

- 第 2 6 同意第 2 6 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 8 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 9 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 0 議案第 6 2 号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 6 3 号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 2 議案第 6 4 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 3 議案第 6 5 号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 議案第 6 6 号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止について
- 第 3 5 議案第 6 7 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 6 議案第 6 8 号 平成 2 9 年度京丹波町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 3 7 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 8 議案第 7 0 号 平成 2 9 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 9 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 0 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 1 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 2 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 3 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 4 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 5 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約について
- 第 4 6 発議第 2 号 第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議

## 第47 閉会中の継続調査について

### 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

### 3 出席議員（16名）

- |     |    |     |   |
|-----|----|-----|---|
| 1番  | 岩田 | 恵一  | 君 |
| 2番  | 野口 | 正利  | 君 |
| 3番  | 坂本 | 美智代 | 君 |
| 4番  | 東  | まさ子 | 君 |
| 5番  | 村山 | 良夫  | 君 |
| 6番  | 谷山 | 眞智子 | 君 |
| 7番  | 西山 | 芳明  | 君 |
| 8番  | 隅山 | 卓夫  | 君 |
| 9番  | 森田 | 幸子  | 君 |
| 10番 | 山田 | 均   | 君 |
| 11番 | 山下 | 靖夫  | 君 |
| 12番 | 谷口 | 勝巳  | 君 |
| 13番 | 北尾 | 潤   | 君 |
| 14番 | 梅原 | 好範  | 君 |
| 15番 | 鈴木 | 利明  | 君 |
| 16番 | 篠塚 | 信太郎 | 君 |

### 4 欠席議員（0名）

### 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- |     |   |    |    |   |
|-----|---|----|----|---|
| 町   | 長 | 太田 | 昇  | 君 |
| 参   | 事 | 伴田 | 邦雄 | 君 |
| 参   | 事 | 山田 | 洋之 | 君 |
| 総務課 | 長 | 中尾 | 達也 | 君 |
| 監理課 | 長 | 野村 | 雅浩 | 君 |

企画政策課長	木南哲也君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	十倉隆英君
会計管理者	久木寿一君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	西村喜代美君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第4回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・坂本美智代君、4番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

12月20日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

同日、新庁舎建設特別委員会が開催され、現地踏査等行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会が開催されます。

議員の皆様には大変ご苦労さまでございますが、よろしく願いをします。

以上で、諸般の報告を終わります。

西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） おはようございます。

先日の坂本議員からのご質問の答弁漏れがありましたので、報告させていただきます。

小中学校の児童生徒1人あたりに係る必要経費につきましてですが、入学時の特別な経費を除きますと、町内5つの小学校の平均で給食費4,000円も入れまして、月平均は児童1人あたりにつきまして5,890円程度でございます。3つの中学校を平均しますと、給食代の4,200円も含めまして、生徒1人あたり約8,990円となっております。

なお、この中には修学旅行代金も含まれております。

以上でございます。

《日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います  
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思  
いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員に北村優幸君、湊 敏君、田中 強君、正田恭丈君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました北村優幸君、湊 敏君、田中 強君、正田恭丈君が選挙管  
理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、十倉さちよ君、鈴木 修君、小倉きくみ君、比村住ノ江  
君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ご  
ざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました十倉さちよ君、鈴木 修君、小倉きくみ君、比村住ノ江君  
が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、議長が指名しました順序に決定しました。

《日程第4、同意第4号 公平委員会委員の選任について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第4、同意第4号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第4号を採決します。

同意第4号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第4号は、同意することに決定しました。

《日程第5、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第5、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起

立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

《日程第6、同意第6号 監査委員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第6、同意第6号 監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、監査委員の選任ということで、山本 透さんという方が提案になっておりまして、住所が南丹市園部町の方なんですけども、京丹波町内でも見識のある多くの方がいらっしゃると思うんですけども、あえて京丹波町内ではなしに南丹市園部町の方を選任するということについて、どういう考え方なのか。町内ではなかったということなのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。これは町長にお尋ねします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 監査委員につきましては、専門性なり独立性のある人ということで、選考を進めてまいったわけなんですけども、町内でも優先にまずは選考をしてみたいわけなんですけども、適任者がなかなかないという中で、この山本さんにつきましては、住所は園部町でありますけども、京丹波町内で税理士事務所を開設に向けて準備を進めておられるというような話も聞きまして、その中でかなり専門性があるというようなことで選任をさせていただいた次第でございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第6号を採決します。

同意第6号 監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、同意することに決定しました。

《日程第7、同意第7号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第7、同意第7号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第7号を採決します。

同意第7号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は、同意することに決定しました。

《日程第8、同意第8号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第8、同意第8号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第8号を採決します。

同意第8号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は、同意することに決定しました。

《日程第9、同意第9号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第9、同意第9号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第9号を採決します。

同意第9号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は、同意することに決定しました。

《日程第10、同意第10号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第10、同意第10号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきたいんですけども、提案になっております同意第10号の方、森田さんは、農業会議の支援員というのをされておるんですけども、農業会議でございますので、農業委員会との関係も深いわけでございますけども、特段そういう関係で問題はないのかどうかだけお尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいま議員からご指摘の件でございますけれども、農業会議等確認をさせていただきましたところ、兼職でも問題はないということでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第10号を採決します。

同意第10号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第10号は、同意することに決定しました。

《日程第11、同意第11号 農業委員会委員の任命について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第11、同意第11号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第11号を採決します。

同意第11号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第11号は、同意することに決定しました。

《日程第12、同意第12号 農業委員会委員の任命について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第12、同意第12号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第12号を採決します。

同意第12号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第12号は、同意することに決定しました。

《日程第13、同意第13号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第13、同意第13号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第13号を採決します。

同意第13号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第13号は、同意することに決定しました。

《日程第14、同意第14号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第14、同意第14号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第14号を採決します。

同意第14号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第14号は、同意することに決定しました。

《日程第15、同意第15号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第15、同意第15号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第15号を採決します。

同意第15号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第15号は、同意することに決定しました。

《日程第16、同意第16号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第16、同意第16号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第16号を採決します。

同意第16号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第16号は、同意することに決定しました。

《日程第17、同意第17号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第17、同意第17号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第17号を採決します。

同意第17号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第17号は、同意することに決定しました。

《日程第18、同意第18号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第18、同意第18号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第18号を採決します。

同意第18号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第18号は、同意することに決定しました。

《日程第19、同意第19号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第19、同意第19号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第19号を採決します。

同意第19号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第19号は、同意することに決定しました。

《日程第20、同意第20号 農業委員会委員の任命について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第20、同意第20号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第20号を採決します。

同意第20号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第20号は、同意することに決定しました。

《日程第21、同意第21号 農業委員会委員の任命について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第21、同意第21号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山田 均君の退場を求めます。

(山田議員退場)

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第21号を採決します。

同意第21号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第21号は、同意することに決定しました。

山田 均君の復席を求めます。

(山田議員復席)

《日程第22号、同意第22号 農業委員会委員の任命について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第22、同意第22号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第22号を採決します。

同意第22号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第22号は、同意することに決定しました。

《日程第23、同意第23号 農業委員会委員の任命について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第23、同意第23号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第23号を採決します。

同意第23号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第23号は、同意することに決定しました。

《日程第24、同意第24号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第24、同意第24号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第24号を採決します。

同意第24号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第24号は、同意することに決定しました。

《日程第25、同意第25号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第25、同意第25号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第 25 号を採決します。

同意第 25 号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第 25 号は、同意することに決定しました。

《日程第 26、同意第 26 号 農業委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第 26、同意第 26 号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第 26 号を採決します。

同意第 26 号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第 26 号は、同意することに決定しました。

《日程第 27、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第 27、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第28、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第28、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第29、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第29、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第30、議案第62号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第30、議案第62号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○5番（村山良夫君） 時代の流れでデジタル化されていくことだと思うんですが、ちょっと気になりますのは、現在の京丹波町のインターネット網が、極端なことを言えば、京都府下で谷間みたいになってて、いわゆる光ケーブルにつながっていないということで、非常にスピードが遅くなってしまっていて、順番にインターネットを使われる業務とか町民の方も含めて非常に多くなってきてまして、利用度の多い時間帯とか多い日時等にはかなり問題が起きてるようございまして、私が知ってる実業家の方も、こういう状態を何とか解消しないと、工場誘致すらできないのではないかとおっしゃっています。そんなことから、谷間になっているインターネット網を改善するのはどのようにお考えなのか。また、そのことをされるつもりがあるのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1つは、これに関係するわけですが、現在、CATVで放送とかインターネットもそうなるんですが、光ケーブルの老朽化が瑞穂地区で起きているというようなことを聞いてるんですが、どの程度のものか、今のままで補修をしていけば行けるのかどうか、場合によれば全面的に張りかえなければならないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

あえてこういうことを申し上げますのは、先ほど申し上げましたように、これから今までのアナログからデジタル化された業務に、役場の業務も変わるといいますし、また町民の方々の生活もそのように変わるといいます。その中でこういう状態というのは非常に問題を感じますので、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町内のケーブルテレビによりますインターネット網でありますけども、想定を超えますスマートフォンの普及ですとか、それからタブレット端末機の普及、それから無線LANの普及によりまして、想定を超えてデータの通信が行われているというようなことで、特に瑞穂地区において、通信速度が十分確保できないという課題があるというふうには認識をしておるところでありまして、解消に向けて計画的に取り組む必要があるという認識は持っております。ただ、かなり高額な費用も必要になりますことから、こういった方

法がいいのか、今、担当部署とも検討をしておるといような状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） インターネット網の充実という意味では、瑞穂地区の問題だけではなく、現在、京丹波町の地域というのは、本来の光ケーブルとつながっていない。情報センターから光ケーブルの線が繋がっていないという点に問題があるわけです。その点のことを解消してもらわないと、瑞穂地区だけではなくほかの地区でも通信量が多くなって、非常に停滞をしているというんですか、早速つながらない。特に、これから始まります税務申告、3月15日までですので、1週間か2週間ぐらい前になりますと、かなりつながりが悪くなって、手間がかかるというようなことがあるようですので、そういう点で瑞穂地区だけの問題ではなく、京丹波町全体が情報の谷間になっているということをもう一遍認識した上で、ご返答いただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かに、一般の業者の光ネット網もこの辺には十分に通じていないという状況があります。それを解消するということになりますと、巨額な費用がケーブルテレビに発生をすることが見込まれますので、費用対効果ということも考えながら検討をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） あえてこのことをしつこく申し上げますのは、今まで工場誘致というのは、丹波高原は水がないということで工場誘致ができないということになってたんですけども、これからの時代の流れを考えますと、早くインターネット網を全国ベースぐらいまでは改善をしておかないと、工場誘致すら難しくなるのではないかと思います。その辺のことも含めてもう一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） インターネットの環境というのは、工場誘致においても、移住を考えていただく上でも重要なインフラであるということは認識をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいんですが、今回提案になっております情報通信の技術の利用ということで、提案理由にもありますように、いろいろな届け出が電子情報の組織を使用してできることを可能にするということになっておるわけですが、一番問題になるのは、インターネットを使うことによって、情報の流出というのが一番大きな課題だと思うんですけども、当然、防止の対策もとられておりますが、いろいろな全国的な

報道を見ている、国の段階においても情報が漏えいするということは起こっておるわけ  
でございます。この条例をつくって、インターネットからの利用ができるということに拡大を  
すればするほど危険が増すわけでございますけれども、個人情報が出ないという責任が持  
てるのかということと、漏えいの危険があるということとを前提に考えるべきではないかと思  
うんですけれども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の条例の制定につきましては、紙ベースの申請から電子媒体  
を使った申請ということで、より利用者の方の利便性を高めるというところに重点が置かれ  
ているものでございます。また、これとは別に、インターネットの回線を使用するとい  
うことで、個人情報の流出とかそういった心配もされるところでございますので、それにつ  
きましては、別途、管理基準等を設けまして、適切に各自治体において情報の管理を行い、公表  
もしていくというような形で、別途、推進が図られるということでもございますので、それ  
に基づきまして、本町におきましても、セキュリティーの管理でありますとかそういった日  
常的な管理につきましてもしっかりと管理をし、それを明確に記し、公表をしていくとい  
うところで、そちらのほうに努めているという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ちょっと理解しにくいので、条例そのものについてお聞きします。

目的のところの第1条に書いてある文言でありますけれども、電子情報処理組織を使用す  
る方法が1つ。そして、その他の情報通信の技術を利用する方法というふうにあります  
が、これは具体的にはどういうことなのか。

それから、2つ目であります定義のところを書いてありますが、定義のところの（2）の  
ところに、町の機関ということと書いてありますが、情報通信の技術を利用する  
対象範囲はどういうふうになっているのか、お聞きをしておきたいのと。

それから、第3条第4項、第4条第4項、第6条第3項に書いてあります「氏名又は名称  
を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせる」と書いて  
ありますが、これはどういうものなのかお聞きをしておきますのと。

それから、第8条の手續等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表とい  
うことで、公表をするということとありますが、これは具体的にはどういうことを公表する  
のか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、第1条に掲げております電子情報処理組織とい  
いますのは、

情報の手段ということで、インターネットを利用して情報のやりとりをするということで、町なり個人のパソコン、それからパソコンを介したネット通信によって、役場だったら役場の回線の接続をして情報を利用するということになりますので、それぞれが電子情報の処理をする組織というような呼び方となっております。

それから、その他の情報通信の技術を利用するということになっておりますけれども、こちらにつきましては、インターネットを介しまして電気通信回線で結んだもの、いわゆるオンラインということで、オンライン化ということを経済通信の技術を利用してということになっております。

それから、第2条でございますけれども、町の機関でございます。こちらにつきましては、対象というのは庁内の各組織で情報を管理しております部署を言います。また、公営企業法に基づきます組織も含まれておまして、これらを対象の範囲としております。

それから、第3条第4項等でございますけれども、「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせる」という部分が幾つか出てきますけれども、これにつきましては、書面の場合ですと署名を必要としますが、電子申請の場合につきましては、電子署名ということで、これをもって署名をしたということに代えて申請を行う、あるいは受理をするということで規定をしているものでございます。

それから、公表をするというところで、第8条、インターネットの利用その他の方法により公表をするという部分でございますけれども、オンライン化をされている手続の状況につきまして、少なくとも年1回のインターネット等でこういった利用の情報等を公表する旨を規定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今、電子署名で署名するということでありましたけれども、電子署名をするということは、何をもって電子署名、マイナンバーカードが必要であるとか、何かそういうものが必要になってくるのであるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 署名につきましては、マイナンバーカードを利用して情報の取得でありますとか利用等をする場合を想定しております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、当初の説明をいただいたところで、マイナポータルで子育てワンストップサービスを利用できるというような説明もあったわけですが、これは

どういふことでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） マイナポータルを利用しまして、子育てのシステムを利用するという状況でございますけれども、まず、政府が運営しておりますオンラインのシステムというのがマイナポータルでありまして、そこを介しまして、府の電子申請システムというのが接続をされまして、それを介しまして、子育てのワンストップサービスということで利用が可能となってまいります。子育てのワンストップということで、子育てにかかわります幾つかのサービスがあるわけですが、そのサービスが今後利用が可能となるということでございます。そのサービスにつきましては、例えば児童手当の申請でありますとか、あと、町内の子育てに係りますサービスはどのようなサービスを取り扱っているかというような照会でありますとか、そういったものが今後活用ができることになるということでございます。また、現段階におきましては、ネットワークの変更等のシステムを今構築をしているところでございまして、これが大体1月の中旬ぐらいには完成をするということでございますので、それとあわせまして、現在、担当課におきまして、そういった申請書の様式の作成をしております。これが接続が可能となりますと、利用者が本町の子育てに係りますサービスの内容等を確認をすることができることになりまして、また、そういった電子申請によりまして、従来、こちらのほうに申請書類等を送付していただいた部分について電子化をされるということで、利便性を高めるということになろうかと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう一度改めて伺っておきたいんですけれども、扱う職員の研修などセキュリティーの問題から当然だと思うんですけれども、近年はいろいろな報道もされておりますけれども、新たなウイルスができて、イタチごっこのような形になっておるわけで、このウイルスが侵入して、そして個人情報を引き出していくということも起こっておるわけなんですけれども、そういう危険をどう防ぐかということになろうと思うんですけれども、当然、インターネットを利用したら、そういうものが今の時代の中で必要性は増していくということは当然だと思うんですけれども、その反面、やはりしっかり個人の情報が絶対に漏れないと、ウイルスに侵入されないというようなものはしっかりなければ、知らない間に個人の情報が引き出されていくということが起こっておるわけでございますので、その辺について個人情報は絶対に大丈夫という保障ができるのかどうか、どんどんこういうことを広げていくほどそういう危険が増えておるといふのは現在の実態だと思うんですけれども、その点について改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 情報管理につきましては、当然のことながら利用します職員も重要になってまいりますので、しっかりと研修もこれまでから行っておりますし、今後におきましても、引き続いて研修をまず行っていくというのは第一でございます。

また、セキュリティーの部分につきましても、セキュリティーのほうはしっかりとかかっているわけですが、そういったことで、利用します機器類につきましても、通常部分とは切り離した形で共有ができないようになっているという状況の中で、セキュリティーをしっかりと高めているという状況になっております。

万が一、情報が流出という状況になりますと、まず、その部分については切り離すといいますか、隔離を当然していくべきこともございますし、また、国に対しましてまず状況の報告をし、適切に対応をしていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 要するに、個人の情報が出ていけば、今あったように、それをどうするかということになるわけなんですけど、出ていった情報は戻ってきませんし、どんどん広がるということになりますので、その辺をしっかりと踏まえたことをやっておかなければ、個人情報としてインターネットで出ていけば、どんどん広がるというだけで、今言われたように、そういうことが起こったら対策ということになりますけども、個人の情報が漏れた方はそれに対する弁償も何もないわけなので、例えば個人情報が出たときに、それにかえる代償といいますか、そういうものがあるのかどうか。あくまで情報が出てしまえば、個人の人個人の人で仕方がないということになるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。情報漏れが起こったときに、個人の情報を出された人はどうなるのかという点です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずは、情報が漏れない、漏らさないというのが大前提でございます。仮に情報が漏れるという事態になった場合ですけれども、それをそしたら補償をするというような手段というのは今のところ持っていないところでございます。国の指導に基づきまして、適切に対応をしていくという必要があるかと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

- 4番（東まさ子君） それでは、議案第62号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、町の機関にかかわる申請、届け出、その他の行政手続等がインターネットを通じたオンラインで行うことができるようにすること。また、マイナンバーカードを使用することで、利用者個人を特定した国の開設するマイナポータルで行政手続の申請や届け出の手続がオンライン化できることのために条例を制定するものであります。

説明では、マイナポータルに関しては、国の求める子育てワンストップサービスにまず取り組むということで、今、システムの変更、申請の様式をつくっているということでありました。まず、こうしたことに取り組みながら、さらに町における各手続についても拡大していくということが明らかになっております。これまでどおりの書面等の手続をなくすというのではなく、書面に加えオンラインによる申請も書面と同様にみなすということで、利用者にとって選択肢が増えるということであります。町民にとって利便性の向上が図られるということでありますけれども、一方、町民と職員のかかわりが薄くなることも懸念されます。ともかく問題は、これらの手続のためには、マイナンバーカードを取得しなくてはいけないことであります。マイナンバーカードは、成り済ましや情報漏えいなどが起こる危険性があります。カードの使用の範囲を広げることはリスクが高まります。マイナンバーカードについては、国民や町民の不安や批判が強く、マイナンバーカードの取得率、これは全国で8%程度であります。本町のマイナンバー取得率を見ても、3月末現在の状況を報告していただいたものを見ますと、1,900人であります。これは、全町民の6.6%にしかになっておりません。国は、マイナンバーカードの利用範囲を広げることに躍起になっておりますけれども、国民、町民にとってはリスクが多く、利便性の少ないものであります。マイナンバー制度は問題が多く、町や住民に大したメリットはありません。利用範囲を拡充するのではなく、利用の中止、制度の廃止を行うことこそ求められていることを述べまして、本条例の反対討論といたします。

- 議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

議案第62号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第31、議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） ちょっとお尋ねをしておきます。

今回、民間給与等の格差でという中で、これに準じて実施をするということで、これについては特別異議はないんですけども、町内の民間企業に実態調査をされたことがあるのか。あれば役場職員との差異というのがあるのかどうか。

それから、改定後の本町のラスパイレス指数は幾らかということ、その指数が、府下での位置やね。ずっとこれまで余り上位やなしに下位のほうに位置してたと思うんですけども、現在の改定後のラスパイレス指数、本町の府下での位置はどうか。

また、特にお隣の南丹市さんの合併もありまして、給与実態等との本町との差異はあるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回の条例改正につきましては、人事院勧告に伴うものということで対応をさせていただいております。

なお、本町の町内の企業の実態等につきましては、これまでから調査を行ったことはございません。

それから、本町の平成29年のラスパイレス指数でございますけども、93.1ということになっております。資料が手元にございませんで、この数値が京都府内において、どういったところにあるというのは申し上げられないところでございますが、本町におきましては93.1ということで、以前とさほど改善はしていないという状況でございます。

それから、近隣市町の給与体系と比べてということでございますけれども、南丹市さんに

おきましても、給料表等若干異なっておりますので、はっきりと比較ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 特に役場の給与というのは、町内でも民間企業においては興味があるといえますか、どういう実態なのかなということなので、役場の給与については公開されているというふうに思うんですけども、町内での給与実態との差異がかなりあれば、当然改善もしていく必要があるかというふうに思うんです。今、聞かせてもらったら93.1ということで、大変高いほうではないのかなというふうに思うんですけども、特に職員さんのやる気とか引き出すのにできるだけ100に近づけるというのが当然のことだと思うんですけども、そうしたことでの改善をしていく。特に、低いという中には、給料表は6級まで使っているんですかね。他の自治体では、7級、8級ということで採用もされておりますので、こういうことでの改正についてお考えがないのか、お伺いしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 給料表等の改定でございますけれども、府内の状況というのもこれまでから把握をしているところでございますし、いきなり改善を大幅にしていくというのも、本町の財政状況から言いましても、非常に厳しいところではございますので、十分研究等をさらに行いながら適切な体系等も検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今、総務課長が答えたんですけど、給料を決めるのは労使交渉だと思うんです。総務課長がそういう実態はというような答弁はおかしいのではないかとこのように思いますし、これは理事者である町長が主導権を握って、労使間で交渉をして、給与については改定なり改正をしていくというのが本来でございますので、町長の考え方をお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町の職員の給与でラスパイレスが京都府内の中でも低いというようなことは、承知をしておるところであります。これも長年の労使間のいろんな交渉等の経過としてあるわけですし、一気に改善をするというようなことも財政の問題もありますので、職員組合とも十分に話し合いはするわけですが、議員のご指摘のような、そら、職員のやる気のためには、少しでも高いほうが良いという部分もありますし、また財政のこともあり

ますので、その辺も踏まえてこれから労使交渉なりは挑んでいきたいというふうには考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、提案理由の中にあります人事院勧告に応じた手当とあわせて、いわゆる休日に出た場合の振りかえに係る時間外勤務手当の関係なんですけど、新聞にも報道されたわけがございますけども、労基法違反ということも報道されておったんですけども、この労基法違反ということがわかった時期というのはいつであったのかということと。

それから、合併後、そういうことが今日まで改善されずに来たという点から言いますと、遡及ということができるようでございますけども、現時点では、どのような考え方を持っておられるのか、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本件につきましては、本年の夏、8月頃に状況のほうを把握をしたところでございまして、調査等を行ったというところでございます。その中で、条例にも規定がされていないという状況でございましたので、今回、条例改正を行うこととなったところでございます。

また、振替休日におけます時間外勤務手当ということでございますので、日曜日等に勤務命令を出した場合に、その週のいずれかに休みをとらさなければならないということになっておりますが、状況等によりまして、とれない場合は、その休みに出てきた部分の超過部分のみ時間外勤務手当を支払うということになっておりまして、その部分が支払いができていなかったということでございます。

条例につきましては、12月1日まで遡及をして適用をするということにしておりますけれども、それ以前の部分につきましては、現在、改めて状況等も調査をする必要がございますし、また、どこまで遡及適用ができるかという部分につきましても、現在調査を行っているという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、調査はもうしているということなんですけども、やはり労基法違反ということが今ありましたように、8月に把握したということでございますので、本来なら、わかった時点が基準日だと思うんです。それから、こういう場合には、遡及できるのが2年というように聞くわけでございますけども、それを1つの基準日にすべきではないかと思えますが、12月1日というのはどういう考え方なのか。調査というのは当然必要だと

思うんですけども、やっぱり違反がわかった時点から遡及するというのは、私は基本的な考え方だと思いますし、それが筋道ではないかと思うんですけども、改めてその点、町長の見解を伺っておきたいと思います。

それから、人勸にかかわる関係も含めてですけども、職員組合との合意というのはできておるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） わかった時点が8月頃というような曖昧な表現でありましたので、やっぱり一定の期日から行くというようなことで、整理の中で、12月という全部の整理ができた段階で、そこからというふうな考え方で整理をされたものという認識をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の条例改正に伴いまして、職員組合のほうには事前に説明を行っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 職員組合に説明は行っておるということですけど、協議して合意ができておるのかどうかということが1つと。

それから、今、町長のほうから8月頃ということなので、期日については12月1日ということなんですけども、8月ということになれば、例えば9月1日からということが本来の基本的な考え方ではないかと思うんです。というのは、当然、いろいろな調査はしないといけないわけなんですけども、その結果としていろんな課題も出てくるかと思えますけども、未払いであったということがはっきりしておれば、9月1日にさかのぼってということが私は基本だと思うんですけども、改めて整理という関係から言えば、別に12月1日でなくても、3月1日とか4月1日、これも言えるわけでございますので、整理というのはどういう整理をあらわしているのかわかりませんが、やはり当然そういう問題が違反だということになれば、そら調査もしなければいけないし、いろいろ内容についてもさかのぼらないといけないということになるのは当然だと思うんですけども、しかし、わかった時点から未払いの分をしっかりと払うというのは、人事として、人を雇用している立場から言っても当然だと思うんですけども、改めてその点についての見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 規定として整理をした日ということで、12月1日を基準として2年間という整理でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 職員組合のほうには説明をさせていただきまして、承諾をいただいております。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第64号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第32、議案第64号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております特別職の条例改正に係っては、当然、副町長にかかわる部分も含まれておりますので、本来なら緊急質問という内容だと思うんですけども、副町長の問題について伺っておきたいと思っております。

ご承知いただいていると思うんですけども、地方自治法第161条を見ますと、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置くと。ただし、条例で置かないことができる。副知事、

副市町村長の定数は条例で定めるとというのが第161条の地方自治法で定まっております。また、第167条では、副知事及び副市町村長の職務というのも地方自治法で定められております。

そういうことからすると、新聞報道でもありましたけども、副町長を当分置かないということになっておるんですけども、これはこういう条例から言っても重大なことだと思うんですけども、町長の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 副町長につきましては、現在、選任を進めておるところでありますけれども、それがこの定例会に間に合わないということで、皆さんには大変ご迷惑をおかけしますことを、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

報道にもありましたけども、今日の最終日に間に合わなかったということで、現在選考をしておりますので、選考が終わり次第また皆さんのほうにはお諮りをさせていただきたいというふうに思います。ずっと置かないというような意味合いではございません。また、この間、町政に支障が出ないように、2人の参事にも補佐をいただきながらしっかりとやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 選考中ということでございまして、選考ができれば提案したいということですが、考え方としては、12月の定例会が終わりますと、定例会としては3月になるわけなんですけども、その時期なのか、それよりも臨時会を招集してでも提案したいということなのかどうか、その点伺っておきたいというふうに思うんです。

ご承知いただいていると思うんですけども、地方自治法第149条では、地方公共団体の長は、おおむね左に掲げる事務を担当するというので9項目あるんです。非常に幅広い町政全般ですのでね。それと同時に町長というのは権限と権力を持っておるわけですから、やはり補佐とすべき副町長というのは、地方自治法でも置くということになっておりますので、当然そういうことだと思うんですけども、2人の参事ということでございますが、あくまでも職員でございますので、そういう立場の違いははっきりしておるわけですので、その点改めて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） できるだけ早期に選任をしたいという考えでおります。ただ、参謀役になるわけですから、一方では慎重に選考をしながら早急に人選をして臨時会を開いてでも

皆さんにご承認をいただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

議案第64号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第33、議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第66号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第34、議案第66号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

議案第66号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第67号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第35、議案第67号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております条例は、いわゆる町営住宅の一部の用途廃止ということで、取り壊しということになっておるわけでございますけども、取り壊しますと当然そこが更地ということになるんですけども、これの管理は当然普通財産ということになるかと思うんですけども、近くには民家もあるわけでございますけども、どのような後の管理を考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 除却後の土地の利用につきましては、現在決まっておりませんが、今後、地元の意向も聞きながら有効に活用できることがありましたら、その土地につきまして活用してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 当然、地元や近隣の皆さんとの協議というのは必要かと思うんですけども、ああいう場所でございますので、例えば何かの樹木、植栽ということも1つの方法かと思うんですけども、どうしても草がぼうぼうになって草刈りの苦情が来るということがないように、地元と早急に跡地をどうするかということを決めていただいて、きちっとした管理ができると。近くの人や地元の人もそこを通ったときに、「ああ、よかった」と、「よくなったな」というように思えるようなことが必要だと思うんですけども、その辺についての考え方というのはあるのかどうか。また、どれぐらいの時期を考えて、後の管理をどうしようかと考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 除却後は用途廃止もしますので、行政財産から普通財産ということになりまして、今後また普通財産としての管理とか利用ということになってくると思うんですが、その点につきましては、地元も含めまして管理の徹底と利用の促進ということで、いろんなことを計画したいと思っておりますが、時期につきましては、撤去後に関係課とも協議しながら進めたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山下君。

○11番（山下靖夫君） この町営住宅は、いつ頃から空き家ができて、最終は今1戸がなく

なったので今回撤去ということなんですけども、その間の維持管理がどうなっていたのか。先般、見に行きますと、入ってはいけないかもしれませんが、1軒だけ施錠がなかったのので入りますと、畳が2カ所かなり焦げているというような現状を見まして、これは大変なことだなと思ったんですけど、その辺についてどういうふうに把握されているか、お尋ねいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 小畑団地の最後まで住んでおられた方が平成28年の6月まで1戸に入居をされておりました、その後、政策空き家ということで管理をしております、今回、除却ということで撤去のほうを考えております。施錠につきましては、実際、施錠しておいたわけなんですけど、今、撤去の設計をするために入るのに鍵が紛失していたということで、調査に入っております委託業者のほうが一時的に取り壊して入ったということで、撤去までの間は再度施錠なりをして管理するようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

議案第67号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

これより10時40分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（篠塚信太郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第36、議案第68号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第36、議案第68号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 10ページ、歳出の一般管理費の番号制度導入事業に466万4,000円上がっております。マイナンバー制度がスタートいたしまして2年がたつんですが、この中の委託料398万6,000円とその下の負担金補助及び交付金を合わせたシステム改修負担金67万8,000円を合わせたものが466万4,000円であるかと思うんですけれども、この間、本町の人口比で言えば、マイナンバーカードの普及率は何%であるのかと。

もう1つは、今後、こういったシステム改修なり費用が増えてくるのではないかと思います、その点の見通しをお伺いします。

それと、11ページの財産管理費であります、工事請負費の町有施設維持改修整備工事50万円。これはどこの工事費なのか、お伺いします。

また、めぐりまして12ページの生涯学習推進費で講演会等開催委託料が46万8,000円減額となっております。その要因は何なのかと。

18ページの民生費の中の給食関連業務委託料ですが、どこに委託されているのかというのと。今回、瑞穂の給食センターでノロウイルスが発生しましたが、この保育所に関しましても、そういった職員の徹底はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

19ページの保健センターの管理事業です。光熱水費が59万7,000円と上がっておりますが、その原因は何なのか、お伺いしたいと思います。

それと、最後ですが、土木費、25ページ、住宅管理費であります。修繕料が210万円上がっておりますが、こういったことの修繕費なのか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） マイナンバーカードの交付率でございますが、1万5,771枚を通知いたしまして、そのうち11月の末時点でございますが、1,148枚、率にいたしますと7.3%という状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 同じく11ページでございますが、番号制度導入事業の466万4,000円でございます。内訳としまして、委託料のところのシステム改修委託料53万円、番号制度導入支援業務委託料345万6,000円、その下の負担金補助及び交付金のシステム改修負担金67万8,000円、この3つの合計でございます。

まず、一番大きな番号制度導入支援業務委託料でございますけれども、特定個人情報の管理状況につきましては、まず自己点検を行うということが義務づけられておりまして、その点検業務の手順書の作成でありますとか、ほかの業務との整合性をとる意味での調査とか、そういう部分を委託をするものでございます。

また、このほかのシステム改修委託料なり改修負担金につきましては、この個人情報に関係します福祉サービス等のシステム、あるいは健康管理システム等の改修が必要となっておりますので、その委託料でございます。

なお、今後、こういった改修等が発生するかどうかというところでございますけれども、現段階におきましては、将来的な業務等の改修につきましては、まだ把握ができていないところでございます。それぞれ国のほうからの指導等によりまして、システム等の改修が必要になる場合につきましては、その都度対応せざるを得ないという状況でございます。

また、個人番号の関係での改修ということになりますと、事業費に対しまして、国の補助等があるということになっておりまして、10分の10から3分の2の補助をいただいて改修を行うこととなっております。

続きまして、同じく11ページなんですけれども、財産管理の町有施設維持改修等整備工事50万円でございます。これにつきましては、丹波地区上野にあります屋外チャイムの撤去ということで30万円、それから下山地区にあります町が管理しております街灯の修繕ということで20万円、合計50万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 12ページの生涯学習推進費の委託料46万8,000円の減でございますが、これにつきましては、講師報償ということで5万3,000円も上がっておりますわけでございます。人権講演会の講師等の業者委託をしようとしておったわけでございますが、今回、直接講師をお願いしたために、新たに講師報償5万3,000円を計上しておりますわけでございます。それに伴いまして、委託料を35万円全額減額するものでございます。

また、7月29日に開催いたしました人権映画会の委託料の残金でございますが、11万8,000円についても合わせて減額いたしまして、合計46万8,000円の減額という

ことでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 18ページの給食関連業務委託料でございますが、給食の調理師の欠員補充、また代行の際にシルバー人材センターから調理員さんの派遣を委託しております。

また、ノロウイルスの検査でございますが、大量調理施設の衛生管理マニュアルに基づきまして、10月から3月までの期間、調理師のノロウイルス検査を実施しております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 19ページの保健センター管理費でございますけれども、その光熱水費の増額でございます。ご承知のように、瑞穂保健福祉センターのほうにおきまして、デイサービス事業のほうを社会福祉協議会のほうで運営をいただいておりますけれども、そのデイサービスの浴槽の水位を約15センチ上げさせていただきました。これにつきましては、肩までゆっくりつかりたいという利用者の方からの要望等によるものでございまして、そうしたことによりますガス代等の増額等が1点でございます。

もう1点につきましては、玄関を入れていただいたところで、右側が保健福祉課の事務所、また左側につきましては社会福祉協議会のほうの在宅部門の事務所のほうになっておりますけれども、入っていただいたところのホールのところが寒かったり暑かったりというようなことをお聞きしております、入っていただいたところで申請等をされることもございますので、その待ち合いホールの冷暖房につきまして、毎日そこを入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 土木費のページでいいますと25ページの住宅管理費の需用費の修繕料の210万円につきましては、町営住宅の給湯器の交換が必要となりましたので、4団地で7件分の給湯器の修理代を計上しております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま住宅の分は給湯器ということで7件分ではありますが、この住宅の修繕の場合、個々の使用の仕方によっては修繕が必要になってくるということもある

んですけど、そしてまた使用年数もかかるわけですが、町の負担する部分とか使い方によってこの部分は個人さんが負担してもらわなあかんよといった部分がきちっと明確に規則に載せられているのかどうか。1つは、換気扇の使い方等にもありまして、掃除がきちっとできてなくて、それも使用者の個々の使い方にも関係してきたりするので、そういったことが多々あるのではないかと思うんですけど、その辺の修繕の町との分担のわかりやすいそういったものがあるのかどうか、その点をちょっとお伺いしたいのと。

先ほどの光熱水費ですね。デイサービスでゆっくりと、特に冬場になったら余計にゆっくりと肩までつかりたいという利用者さんの要望に応じてということではありますが、これまではそういったことはなかったのかどうか、季節的にそんなことはなかったのかどうか、今回そういった利用者さんの要望が強かったということで、光熱費も上がったということなのか、その点もう1回お伺いしたいと思います。

それと、先ほどの10ページの番号制度の関係なんですけど、今後、システム改修負担金とシステム改修の委託料というのが、今回は子育ての関係でシステム改修というのが必要ということではありますが、今後、システム改修費というのがどんどん増えてくるということ予想はされるのではないかと思います、その点改めてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 町営住宅の退居のときに交換していただく部分とか、こういう場合は個人で負担していただかなくてはいけないとか、入居の際にそういう一覧を渡させていただいて、それでご理解をいただいて入居していただいておりますということで、細かい部分で町が負担するべきものか入居者かというのは、その状況によっていろんな場合があると思いますが、基本的にはルールは決めておりますので、そのルールに従って普通に使っていただいておりますの老朽化したものかとか、そういった点につきましては、退居の際にお互い立ち合いの中で相談のほうもさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 保健福祉センターの光熱水費の先ほどのデイサービスのお風呂の関係でございますけれども、私も開設当時から約5年間、それとまた10年前にも今のところにおりますけれども、その間にはそういったことはお聞きしておりませんし、また現在も聞いておりませんし、またそういった引き継ぎのほうも受けていない状況で、今回そういったことが出たんだということで認識をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 番号制度に関係しますシステム改修でございますけれども、国の制度の改正とかそういう内容によりまして、当然、こちらのシステム自体も改修をする必要が出てこようかというふうに思います。ただ、現段階におきまして、今後の見通しでありますとか、そういったことで細かなところはまだ示されておりませんので、現段階では将来的な改修の計画とか、それに伴う負担であるとか、そういったものはまだ持ち合わせていないという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 19ページなんですけど、衛生費、目の予防費でちょっとお聞きしたいんですが、予防接種事業、肺炎球菌の高齢者の残った返還金ということで5万2,000円上がってます。本年、この予防接種事業に対しての高齢者何名ぐらいが接種されたのか。また、返還の5万2,000円とは何名ぐらいの返還になっているのかということと。周知に対しては、個人で助成に当たっている方は、個別の通知を私もしていただいて受けたことがあるんですが、そういった形で例年どおりされていたのかどうか、お聞きいたします。

それと、今、坂本議員さんが言われました25ページの住宅管理費の給湯器に関してなんですけど、これはちょっとおかしい質問になるかもしれないんですけど、今、条例で上がりました小畑団地で廃棄の給湯器が新しいような、光ったような給湯器があったんです。そういった給湯器は使えるのではないかとって一緒に見ていたんですが、そこら辺のことをまた一遍行って見ていただいて、光ってきれいな感じで、周りは汚いんですが、ちょっと1回使えるようなものがあれば、また使っていただけないかどうか、そこら辺細かいことを言って申しわけないんですが、また調査をしていただけたらうれしいと思います。

それと、27ページ、教育費なんですけど、このたび教育長の英断によりまして、要保護・準要保護の就学援助費入学前の支給に対しまして、こうして補正をしていただきまして、皆さん喜んでいただいていると思います。その件に関しまして、例規集を新しくいただきまして、1159ページなんですけど、支給方法等の第8条第3項のところに、「就学援助費の支給時期は、7月、12月及び3月とする。」それから、ただしというところから、「ただし、教育委員会が必要と認める場合は、その都度支給するものとする。」このただしからの文言が平成25年の例規集に今回つけ加えられた要因をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず1点目に、肺炎球菌ワクチンの関係でございますけども、

これは後期高齢者医療連合からの補助金ということになっておりまして、これは75歳以上の該当の方ということで、申請をいたしました返還金ということになっております。

それと、平成29年度につきましては、現在もまだ期間中でございますので、数値につきましては、平成28年度の数値ということでお許しをいただきたいんですけども、平成28年度に肺炎球菌ワクチンの接種をされた方は593人ということで聞いております。

また、対象につきましては生涯1回限り、それと、ご承知のように年齢があるというようなことで、対象の方には毎年それぞれ個別のほうで通知をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 就学援助の規則でございますが、平成27年5月1日に改正させていただいております。就学援助認定者が援助費の支給時期7月、12月及び3月までに町外へ転出する場合には、認定期間の援助費をその都度支給できるということで改正をいたしました。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど申されました小畑団地の中の個々の機器とか全体の機器の把握まではできておりませんが、現場のほうも確認をさせていただきたいと思いますが、政策空き家として長い間使っておりませんでしたので、機器も使っていないときびついているとかそういうこともあると思いますので、一度確認はさせていただきますが、使えるものは言われるようにどこかで利用できるものは使っていきたいとは思いますが、ちょっとその辺は現場のほうを見て確認をさせていただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 19ページの予防接種事業のところの返還金なんですが、何名分ぐらの返還金だったのかということ再度聞かせていただきたいのと。

75歳以上の府の補助金と言われましたか。そのことをもう少し丁寧にお伺いしたいと思います。

例規集の説明を次長にさせていただきました。途中で入ってこられた方に対しての支給ということだったんですか。済みません。聞き漏らしてました。再度お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 京丹波町から他町へ出られた場合、7月の支給が終わっており

まして、9月にもし転出されましたら、9月分までの支給という形でさせていただいております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、補助金でございますけども、これにつきましては、京都府の後期高齢者広域連合の市町村との連携強化事業補助金というものでございます。それにつきまして、申請者のほうを当初出させていただいたよりも50名ほど少ないということで、今回減額をさせていただいて、平成28年度分でございますので、既に入っておったということで、今年度返還をさせていただくものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思うんですけども、歳入の3ページで1点お尋ねしておきたいのは、災害復旧費分担金が今回72万3,000円追加になっているんですけど、既に60万円の既決はあるんですけど、合わせて132万3,000円となっておりますが、この分は激甚という災害になれば1割の負担ということになりますので、事業費としては1億3,230万円の1割という理解でいいのかどうか、1点お尋ねをしておきたいと思います。

それから、6ページの財産収入の関係なんですけども、土地建物貸付収入ということで91万円の減額になっておるんですけども、この理由はどういうことなのか、お尋ねをしておきたいというように思います。

歳出の関係で1点お尋ねしておきたいのは、管理職員特別勤務手当というのがそれぞれ目ごとにあるんですけども、具体的には管理職特別勤務手当というのはどういうものなのか、内容について伺っておきたいというように思います。

それから、時間外勤務手当の関係でお尋ねしておきたいんですが、1点は、13ページで、税務総務費で71万7,000円なり戸籍住民基本台帳費で73万5,000円、それぞれ時間外勤務手当が上がっておるんですけども、具体的には、特別、時間外ということの、ただ日常業務の中の時間外勤務ということなのか、特別何かあったのか、伺っておきたいと思います。

また、15ページの民生費の社会福祉総務費なんですけども、ここでは357万5,000円の時間外勤務手当が出ております。特別理由というのは357万5,000円ですので、ちょっと伺っておきたいと思います。

19ページの診療所費の関係でお尋ねしておきたいんですが、医師住宅建築事業で、地方

債が1,460万円の減になっておるんですが、これは当初見込みと変わった理由、対象外ということになったのか、一般財源が719万1,000円追加になっておりますので、地方債の対象にならなかったということなのかどうか、伺っておきたいと思います。

それから、農林水産業費の関係でお尋ねをしておきたいと思うんですけども、1つは、20ページの農業振興費でございますが、特産物等作付奨励金というのが76万円あるんですけども、現時点でいろいろ取りまとめの時期だと思うんですけども、追加の理由をお尋ねしておきたいと思いますし、また、あわせて、国産飼料推進助成金というのが327万6,000円上がっておりますが、これについても内容を伺っておきたいと思います。

それから、畜産業費の中で修繕料が75万円ありますが、具体的に修繕の内容について伺っておきます。

それから、工事請負費で、ロケ地整備工事ということで1,920万6,000円というのがあるんですが、非常に多額のロケ地整備工事ということで、これまで取り組んできておるわけでございますけども、具体的にこれだけの工事の追加をするということだと思うんですけども、内容について伺っておきたいと思います。

それから、21ページ、節の説明を見ますと、耕作補償金というのが55万3,000円減額で出ておりますが、具体的にはどういうことで耕作の補償をするということになったのか、伺っておきたいと思います。

また、あわせて、林業総務費の中で時間外勤務手当が173万3,000円あるんですけども、増額の理由を伺っておきたいと思います。

それから、商工費が22ページなんですけど、ここで時間外勤務手当が100万円の減になっておるんですが、当初の見込みから減ったということだと思うんですけども、具体的にはどういう理由で見込みと変わったのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、商工費で商工会プレミアム商品券発行事業補助金というのがあるんですけども、具体的にはどういう内容のものなのか、商工会プレミアム商品券発行事業ということになっておりますので、内容について伺っておきたいと思います。

それから、ロケーションオフィス事務所整備工事ということで616万7,000円ありますが、これまで事務所の整備に取り組んできておったわけでございますけども、資料もいただいていたわけでございますけども、これは当初の計画を具体化する予算化ということなのか、当初の見込みの費用から追加ということだと思うんですけども、整備工事の追加ということで、これまでの当初の事業費の中ではできない費用なのかどうか、伺っておきたいと思います。

それから、23ページの土木費なんですけど、謝礼等というのと自動車等借上料というのがあるんですけども、謝礼というのはどういう場合に、道路維持費の中でございますのでお尋ねしておきたいと。借上料についても、どういう場合の借上料ということなのか、伺っておきたいと思います。

それから、認定外道路整備事業補助金というのが160万円上がっておりますが、これは具体的に何件ぐらいの申請があったのか、内容について伺っておきたいと思います。

それから、24ページの河川修繕工事が400万円上がっておりますが、資料はなかったと思うんですけども、具体的に内容について伺っておきたいと思います。

それから、教育費の関係で、26ページなんですけども、臨時雇用賃金というのが237万3,000円あります。説明のところでは、学童保育事業ということで265万9,000円上がっておりますが、これの雇用賃金かと思うんですけども、増額をする理由というのはどういうことで今回補正をされておるのか、伺っておきたいと思います。

それから、27ページで学校管理費で光熱水費が218万6,000円上がっておりますが、当然小学校の関係でございますけども、当初の見込みと変わってきた理由はどういうことなのか、伺っておきたいと思います。

それから、28ページ、幼稚園費の関係なんですけども、時間外勤務手当が195万3,000円追加になっておるんですが、具体的にどういう理由ということなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、歳入の3ページの農業災害復旧費分担金でございます。こちらにつきましては、台風21号災害で発生をいたしました部分でございますが、補助災害3地区の国の補助災害の部分でございますけれども、事業費を2,410万円と現在見込んでおりまして、そのうちの受益者負担3%の72万3,000円ということでございます。

それから、先に農林関係を行かせていただきますけれども、20ページの歳出の部分でございます。水田農業構造改革対策助成事業の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、町のほうでも推進を図っております加工米の栽培面積の増加によるものがまず1点ございます。当初、見込みよりも7.6ヘクタール増加をしておることから、今回取りまとめ等ではっきりわかってきましたので、その部分を増加させていただくということでございます。

また、国産飼料推進助成金の関係でございますけれども、こちらにつきましては、国の経営所得安定対策の中で従来実施をしてきておったわけでございますけれども、制度の見直し

によりまして、耕畜連携助成によります助成金が本年度から経営所得安定対策の中から外れるということで、本年度につきましては、町のほうで助成をします。また、次年度につきましては、産地交付金なり、昨日も会議があったわけでございますけれども、京都府の産地資金で次年度については対応をさせていただく予定としておるところでございます。

次に、畜産業費の修繕料でございますけれども、南部堆肥センターの施設の堆肥の攪拌装置の爪の4本の修繕でございます。長年やってきておりますので、爪のほうが腐食によって破損をしたということで、今回修繕料を上げさせていただいておるところでございます。

また、同じページの鳥インフルエンザ発生農場跡地のロケ地整備工事の関係でございますけれども、現在、さきにお認めをいただいております工事請負費におきまして、建屋の工事を実施しておるところでございます。そうした中で、現地の地盤の関係がございまして、基礎工事に大幅な金額の増加が要るということで、今回につきましては、当初をお願いしておりました測量設計等の委託料なり跡地解体撤去工事分をロケ地整備工事のほうに回させていただきまして、2期工事として内装の工事をさせていただくというものでございます。

それから、耕作補償金でございますけれども、こちらにつきましては、坂原の稲荷池の工事の部分でございまして、今年度、圃場のほうを借りまして、停滞水等の土の改良等を行う予定としておりましたが、次年度に繰り越すということで、今年度については減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず1点目の時間外勤務手当の100万円の減額の理由でございますが、商工観光課は、町外に出ましているいろんなイベントの開催に参加をするというようなこともございます。したがって、そういう状況の中でイベントの参加ができなかった部分、また、そういうことも含めまして、1点目としては、時間外勤務手当の不用額が出たということでもあります。

あわせて、今年度については、食の祭典が台風の接近によりまして中止になったということでもあります。これについては、直前まで準備はしておりましたけれども、開催日の前の準備、また当日の早朝から出たりすることもありますので、そういう時間外勤務手当の不用額が出たということで、おおむね100万円の減額をさせていただいているところであります。

2点目のプレミアム商品券の内容でございますけれども、京都府の介護保険の返戻地域活性化事業というのがございます。これにつきましては、京丹波町で満90歳の高齢者の方に

対しまして、プレミアム商品券を発行するという事業になっております。それにつきまして、京都府が追加で発行いたしますので、その補助金にかかわります町も上乗せをするということで、今回、11万6,000円をお願いをしているところであります。京丹波町の該当の方については、平成29年度で77名ということでお聞きをしているところであります。

3点目のロケーションオフィスの616万7,000円でございますけれども、今回の補正予算の主な事業概要を議員さんにもお配りをさせていただいておりますが、工事の内容といたしまして、野外ステージの撤去、うるおい館の外壁の再塗装、来場者用の自動ドアの設置、まちなか映画館の暗幕の設置ということで、主な事業を掲げております。もともと野外ステージの撤去については、当初から見込んでおりましたけれども、うるおい館の外側のこのほど入り口になりますけれども、その周辺の再塗装をする必要が生じたこと。また、現在、入り口が2カ所ありますけれども、1カ所については再点検をさせていただきましたところ、自動ドアの取りかえが必要になったというようなことが生じまして、今回補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目、6ページでございます。

財産収入の土地建物貸付収入の91万円の減額でございます。土地貸付料としまして、蒲生にあります町有地の貸し付けの部分でございます。旧ローソンの建物が建っているところでございます。これにつきまして、利用実態という状況等の中から、契約は続いておりますけれども、賃料としては、今いただいているという状況にございまして、月額9万1,000円の10カ月分ということで計上をいたしております。

なお、現在、活用等も含めまして、引き渡しにつきましても調整中となっております。

それから、13ページ、時間外勤務手当の関係でございます。

13ページ以降、時間外勤務手当をそれぞれ費目ごとに計上をしているところでございまして、まず、13ページの戸籍住民基本台帳費の関係の時間外勤務手当73万5,000円でございますが、これにつきましては、一般的な通常業務の中でこれまでの残業の実績等に基づきまして、今後の見込みにより計上をさせていただいたところでございます。

それと、12ページに戻りまして、総務管理費の関係、時間外勤務手当124万6,000円でございます。これにつきましても、通常業務の中で予算を組んでおるわけですが、これまでの実績、それから今後の見込みということで増額をさせていただいております。

それから、同じく13ページ、税務総務費の関係、71万7,000円でございます。こ

れにつきましては、次年度の賦課に向けた業務ということで、今後時間外勤務の必要が見込まれておりますので、それに係ります部分について計上をさせていただいております。

それから、15ページでございます。

社会福祉総務費の時間外勤務手当357万5,000円でございますが、これにつきましても、いろいろと事業等を抱えている中で、これまでの時間外勤務の実績等に基づきまして、今後の見込みにより増額とさせていただいております。

それから、時間外勤務手当からは外れますが、19ページでございます。

診療所費のところ、医師住宅建築事業に係ります財源ということで、1,460万円地方債を減額をしまして、一般財源に振りかえをしております。これにつきましては、次年度以降、医師住宅の建築が次年度予定をしておるわけですが、公営企業の病院のほうの会計によりまして、事業のほうは実施をするという予定としております。それにかかわりまして、事前に設計業務につきまして、一般会計のほうで計上をしておったわけですが、あとの事業が企業会計になるということで、起債のほうについては区分が異なるということから、一般会計での起債というのができないという状況になりましたので、この部分につきましては、減額をさせていただいて、一般財源に振りかえをさせていただいたところでございます。

それから、21ページの林業総務費の時間外勤務手当173万3,000円でございます。これにつきましても、通常業務に加えまして、災害復旧事業も出てきておりまして、これに対応する時間外勤務手当ということで、新たに計上をさせていただいております。

それから、28ページの教育費、幼稚園費の時間外勤務手当でございます。これにつきましては、通常の時間外勤務で例年の予算計上をしておりましたけれども、本年度、幼稚園の府内の発表会といいますか、事例研究の報告会等があったというような関係で、平年以上に時間外勤務を必要としたということから、今後の見込みにつきまして計上をさせていただいたところでございます。

それから、同じく管理職の特別勤務手当でございます。これにつきましては、管理職につきましては、時間外勤務手当というのはございません。災害等におきまして、管理職、まず1号動員ということでかかってまいります。災害の対策本部なり設置した場合に詰めていただくということになりまして、休日あるいは平日の夜の12時以降につきまして、勤務をした場合につきまして、時間外勤務手当にかわる特別勤務手当ということで支給をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 歳出の23ページ、土木費の道路維持費の報償費の謝礼につきましては、本年6月に各集落に向けましてアンケート調査を実施いたしまして、そのアンケート調査に基づきまして、要望の多くありました区内の除雪作業に対する費用助成について、何かないかというようなご意見をいただいておりますので、年1回定額といたしまして、燃料費等相当額を謝礼として支払うということで、年1回4,000円の93地区分を計上しております。

続きまして、自動車等借上料の68万円につきましては、除雪計画の見直しによりまして、除雪ローダー1台のリース代を追加するものです。配置につきましては、瑞穂地区の三ノ宮地区の除雪用に配備する予定としておりまして、1台の3カ月分の68万円を計上しております。

続きまして、24ページの認定外道路整備事業補助金の160万円につきましては、当初実施地区を10地区ということで見込んでおりましたが、最終要望が17地区ということになりましたので、その不足額を補正するものです。

同じく24ページの河川総務費の河川修繕工事につきましては、当初から予定をしておりました安井地区の普通河川安井谷川修繕工事におきまして、現地測量設計を実施した結果、修繕工事範囲が確定し、それに基づき積算を行った結果、予算超過となりましたので、不足額の補正を行うものです。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 26ページの臨時雇用賃金につきましては、学童保育の職員の賃金です。それにつきましては、今まででしたら2名程度で勤務に当たっていただいたわけなんですけど、子どもの安全性から考えまして、人数も増加しておりますので、今年度から3名ないし4名でしていただいております。また、10月から通勤費もつきましたのでその分と、それと学童保育の下山、竹野の送迎につきまして、職員がしていたわけなんですけど、お願いをしましてその賃金でございます。

それから、小学校費の学校管理費でございますが、それにつきましては、今年度よりエアコンのほうを活用させていただいております。エアコンによりましての電気料等の5校の各学校の補正でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 17ページであります。

福祉厚生常任委員会でもお聞きしていたわけではありますが、高校生の医療費助成であります、これの対象の問題であります、18歳ということで年齢が区切っているということではありますが、例えば三和分校でありましたり、美山町の美山分校では、4学年在学ということになっておまして、これはそしたら一度登録申請をしておいたならば、18歳を超えたら受けられないということになるのかどうか、これまでどうだったのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、27ページであります。

就学援助費については、入学前に支給ということで、それも対象者に郵送で通知するという、大変喜ばしいことでもあります。その申請でありますけれども、これまでも言っておりましたけれども、今まで民生児童委員さんの助言というのが必要となっております。これについては、法的根拠もないということから、京都府内でもこういう助言を求めているところは2つの自治体ぐらいしかないというふうに認識をしておりますので、ぜひとも来年度からでもこういう認定に介入とまではいかないかもわかりませんが、そういうことにもつながることも考えられるので、ぜひこれは見直しをしていくべきではないかというふうに思いますが、これは教育長にお聞きをさせていただきます。

それから、7ページの雑入でありますけれども、市町村との連携強化事業補助金ということで26万円上がっておりますけれども、これはどういうことなのかお聞きをしたいのと。

それから、10ページ、番号制度のことがありましたけれども、10分の10から3分の2ということで国の補助があるということでありましたが、これを見てもみれば、466万4,000円のうち80万4,000円しか国・府の補助金というのはないのでありますけれども、こういうふうになってきますと、本当に自治体の負担が増える一方となってくるというふうに思っておりますが、この80万4,000円というのは、委託料、負担金、3つ項目が上がっておりますけれども、どの部分に該当するのか。また、交付税で何らかの措置があるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、17ページの高校生等医療給付費につきましてでございます。これにつきましては、18歳に達した方で、その年度の3月31日までということで規定をしておるところでございます、18歳に達した誕生日までではなくてその年度の3月31日まで、高校生で言いますと、卒業されるまでということでご理解いただけたらという

ふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 東議員さんの就学援助の認定に伴いまして、民生児童委員さんに意見を求めている件についてであります。これまでの考え方は、それぞれの地域に必要な支援、援助を必要とする子どもたちがいると。そのことを民生児童委員さんにもご承知いただき、地域で必要なご支援をいただこうと、そういう趣旨で意見を書いていたいただきました。そういう手だてがないと、それぞれの地域に支援の必要な子たちが要るのかどうか、そのことを知っていただく意味でも必要だということを考えて、そういう措置をこれまで続けてきました。この件につきまして、過日、民児協の役員さんとも入学前の支給事務の件について、説明をする際にその件についても議論をさせていただいて、当面そういう考え方もあるのかなということで一定のご理解もいただいておりますし、今後とも民児協の皆さんとも十分に議論をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 雑入の中の市町村との連携強化事業補助金の関係でございます。これにつきましては、先ほど森田議員さんからもご質問をいただいていた分なんですけども、後期高齢者医療広域連合の市町村との連携強化事業という補助金で、広域連合のほうから入ってくる分でございます。主に対象になりますものが先ほど言っていたように高齢者の肺炎球菌の予防接種に係るもの、また、食の自立支援事業に係るものというようなことで、それぞれ申請をさせていただいております。

それと、先ほど森田議員さんの中で、肺炎球菌ワクチンの関係の補助金の返還金ということでは言わせていただいていたんですけども、これにつきましては、対象が非課税世帯の方の自己負担分を市町村が持っておるということで、その分に係るということで、平成28年度分では13名分を減額をさせていただいておるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 11ページでございます。

番号制度導入に係りまして、システム改修、13節の委託料のところのシステム改修委託料の53万円と、19節、負担金補助及び交付金のシステム改修負担金67万8,000円。この合計120万8,000円に対しまして、国・府から3分の2ということで、80万4,000円の補助をいただくこととしております。

なお、一番金額が高い番号制度導入支援業務委託料345万6,000円につきましては、単独の事業ということでございまして、本町が特定個人情報の管理の状況等の自己点検を行う必要があるというふうに先ほども説明をさせていただいております、そのもととなりまず点検業務のやり方、いわゆる手順書でありますとか、その他の業務との整合性という部分、非常に専門性が高いということもございまして、この部分については外部委託をお願いをするということで、単独事業となっております。

なお、交付税の措置につきましては、今のところ当たるものはないという状況にございます。

また、今後におきましても、先ほども申し上げましたように、システム改修等につきましては、まだ発生する可能性もございまして、その部分に関しましては、国の事業でもございまして、国のほうからの補助金等によりまして、対応ができるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 番号制度支援業務ですけれども、委託先はどこに委託されているのか、お聞きしておきたいのと。

それから、高校生の医療費無料化の件ですが、三和分校、美山分校、4年在学となっているんですけども、これは高校生でありながら1年残してだめになるのか、費用がかかって大変だということもお聞きしたというのもあって、高校生であるので3年で終わるのか、4年で終わるのかということにもなってくるので、これは同じ高校生に助成するので、今後、見直しが必要になってくるのではないかと。3年途中でだめになるというのは大変矛盾をはらんでいるのではないかと思います、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 名前が高校生という助成の対象になってますけれども、高校生という定義で行きますと、高校にはどの段階でも入学が可能になってくるということもありますし、定時制の分校のことをおっしゃってるんだと思いますけれども、そういう意味では、年齢で区切るということについては、一定の公平性があるというふうに理解はしております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 高校を選択するのに、3年の普通高校と言ったらおかしいか知りませんが、高校を選択するのか、分校を選択するのかというのは、選択肢でありますので、分校も高校生であるという定義になるのではないですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） もちろん高校生は高校生でありますけども、この制度としては、高校生という名前がついてますけども、18歳になるまでであれば、高校に行かない人に対しても助成をしているということでありますので、そういう意味では、年齢で区切るということで一定の公平性があるというふうに理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 11ページの番号制度支援業務の委託先でございますけども、今のところ考えておりますのは、例規集の関係等も整備等もございますので、そういったところで株式会社ぎょうせいの委託というものも考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もそれぞれ答弁いただいたんですが、ちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

1つ、番号制度の導入なんですが、福祉厚生常任委員会でもお尋ねをしておったんですが、手続の件数については、先ほど住民課長のほうからあった件数だと思うんですけども、投資額ですが、どのくらいこれまで番号制度に伴ってお金を入れてきたんだということは、後日また言いますということでしたので、改めてその点をお尋ねしておきたいのが1点でございます。

それから、先ほどロケ地整備工事の関係で、1,920万6,000円の追加の件で、建屋の工事の基礎部分の追加ということでございましたが、当然こういうものを建てる場合に、調査もされておったかと思うんですけども、改めて2,000万円近いお金を基礎工事に追加しなければならないということは、当初の見込みとどういうことでこれだけの追加が必要になったのか。基礎部分でございますので、基本だとは思いますが、どんどん投資をしていくということになりますので、やはりそのことが本当にどうであったのか。当然、現在あったものを解体してそこに建てるということの説明はあったわけでございますけども、当然1つの町の施設でございますので、基礎部分についての調査というのは、当然されて進められてきたと思っておったわけでございますけども、改めてその点を伺っておきたいというふうに思います。

それから、社寺等の関係を総務文教常任委員会でもお尋ねをしておった経過があるんですけども、具体的に現在予定をしておるところは聞いたわけでございますけども、該当しないところですね。町内にあります神社仏閣等やはりどのように維持管理していくかということも大きい課題で、なかなか該当しない神社仏閣を持っておる集落やいろんな組織では、非常

に苦勞をされておるといふことも聞いておるわけでございますけれども、そういったことを踏まえて今後検討もしていきたいんだという答弁もいただいたんですけども、具体的に町内にそういう神社仏閣というのはどれぐらいの施設があったんだということも改めて調査をされておればお聞きしたいと思いますし、できるだけ早い時期での検討ということを求めておきたいと思うんですけども、改めて見解を教育長に聞いておきたいと思います。

それから、町長に18歳の医療費の関係で年齢ということでございましたけれども、現時点の条例では、今、町長が言われるとおりの位置づけになっておるといふんですけども、本来、この制度を導入するとき、高校生というのは一般的に言われている中で、それを対象にするときに年齢をどうするかということも含めて検討された経過はあると思うんですけども、今ありましたように、定時制高校というのもありますので、やはりそういうものも1つの枠の中に入れるといいですか、そういう考え方も今後この制度が本来の目的や趣旨から考えて、そういう範囲を見直していくということも私は必要だと思ふんですけども、その辺の考え方はですね。全くそういう考えていくような思いはないのか。いや、一定その辺は検討しなければならない部分もあると考えておられるのか、伺っておきたいと思ふます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、高校生という概念で行きますと、高校生にはどんな年代の人もなれるわけでありまして、この制度の趣旨自体は子育て支援ということでありますので、高校生となっておりますけれども、高校に進学されないうで働いている方についても、18歳まではこういった助成が適用されるということでありまして、高校生として4年制の高校に行っておられる方については、高校生ではありますけれども、そこは18歳で一定の線引きをするということについて、いろんな形で公平性はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 文化財保護についてのご質問にお答えします。

府なり、また国なりについては、例えば絵画であれば明治以前であるとか、仏像であれば室町以前のように、一定の要件が定められております。その要件を定めるものについては、教育委員会としても明確に把握しておりますが、それ以降、近代も含めると、把握しているものもあれば、できていないものも当然ございます。これらについては把握に努めていきたいとは1つは思ふます。

そして、文化財保護の援助のあり方については、国や府に要望をすること。そして、また、

町としてどんなことができるのか、これはしばらく調査研究をさせていただく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 済みません。先ほどの回答を若干訂正をさせていただきます。

京丹波町高校生等医療費助成事業ということでありますので、高校生等という名称になっております。先ほどは、高校に行っていない方で働いている方も対象になるというような発言をしたんですが、働いて自分が保険に入っておられる方について、これは対象にならない。卒業されたけども働いておられない方については、対象になるというような形になるかと思っておりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 番号制度の関係で、これまでの全体の事業につきまして、事業費等につきましてでございますが、まず、平成26年度から平成29年度、本12月の予算の計上部分も含めまして、番号制度導入に係ります事業費総額というのが5,440万2,000円となっております。このうち補助対象分としましては、3,301万8,000円となりまして、また、単独分としましては、1,934万5,000円となっております。また、この補助対象分3,301万8,000円でございますけども、この補助対象事業のうち10割補助から3分の2の補助と内容によって異なっておりますけども、歳入としましては2,829万6,000円となっております。当初の導入に関しましては、交付税措置もあったということもございまして、補助対象分のすき間につきましては、交付税措置がなされてきたという状況でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ロケ地整備事業でございますけれども、現在、平成28年度の繰越事業であります京丹波町映画等ロケ地倉庫新築工事を行っておるところでございます。先般の契約の説明でもさせていただきましたように、現在、請負金額5,861万7,000円で工事のほうを進めておるところでございます。前にもご説明をさせていただきましたけども、基礎的な調査は行っておったわけでございますけれども、場所的に基礎部分の地盤がやわらかいということで、その部分の工事の部分が増額になったというようなことで、内装部分の工事につきましては減額をさせていただいて、今現在行っている工事で倉庫を建築をしておるところでございます。今回の補正につきましては、その後の工事を着実に進め

ていくということで、解体等なり設計業務のほうから工事費に移させていただくということで事業を進めるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 子育て支援ということで、18歳までの医療費の関係なんですけども、等ということになっておるんですが、今、町長からありましたように、18歳でも働いておれば社会保険がありますので、対象外というのは、そら、再度お聞きしようと思っただんですけど、子育て支援ということの趣旨ということでございましたので、どこにそれを置くかと。18歳までというのか、高校生も含めて19歳というのも考えるというのも1つの方法でございますけども、定時制高校ということになりますと、もちろん何歳でも行けますので、退職してから行く人もあるわけでございますけども、その辺のことを広げるということではなしに、今町長が言われるように、子育て支援ということの出発であれば、18歳ということと同時に高校生というのが一般的に言われていることでございますけども、その中で4年制に行っておる高校生はどうするかということは、当然かかわることでございますので、例えば、通常であれば、中学校を卒業して定時制高校に行けば、19歳までということになりますので、そういう趣旨で子育て支援ということの考え方もできるわけでございますので、その辺の余地は全く考えの中にあるのかどうか、あくまでも今の条例が定めておる18歳ということでの考え方なのか、その辺の考え方の子育て支援という立場からなのかどうか、その辺だけもう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 18歳という年齢で区切ることによって、高校生もしくは高校生でない人に対しても助成をするということでありますので、それで一定の公平性は担保されていると思えますので、そういうことでご理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第68号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、2億2,592万9,000円を追加するものです。補正の内容は、これまで実施を強く求めてきておりました就学援助費の支給を新小学校1年生と新中学校1年生に対し、入学前の3月に支給することを実施する予算として、121万1,000円が計上をされております。これは大いに評価するものです。今までは就学援助費の支給が7月以降になっており、4月の入学する新1年生の必要な費用として活用できないなどの問題点がありました。改善をされることは大きな前進だと考えます。

2つ目には、農地・農業施設災害復旧事業費、林道災害復旧事業費、河川等災害復旧事業費で、1億8,762万円が補正をされておりますが、補正額全体の83%をこれは占めております。早期復旧を願う住民の期待に応えるものだと考えます。

しかし、今回の補正予算には、番号制度導入事業に466万4,000円が上程をされております。番号制度は、導入以来、個人情報の保護が不十分で個人情報漏れの危険があり、情報漏れも起きております。全国的にもマイナンバー制度の登録は進んでおりません。日本共産党は、マイナンバー制度導入には個人情報保護等の立場から、個人情報の漏えいなど問題点を指摘してきました。既に実施している国では、個人情報の漏れなど多くの問題点が出て、廃止をした国もあります。国民一人一人に個人番号をつけて、預金財産から個人の情報を一括管理できるような制度の導入には、一貫して反対をしてきました。番号制度は廃止すべき制度であることを指摘をして、補正予算の賛成討論とします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

議案第68号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

これより午後1時30分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 午前中の一般会計の補正予算の説明の際に、山田議員からのご質問で番号制度導入に係ります事業費の実績を報告をさせていただきましたが、内訳に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

番号制度の導入の事業実施年度は、平成26年度から平成29年度までということで、この12月補正の予算を含めての事業費の総額が5,440万2,000円、このうち補助対象事業費が3,301万9,000円、単独事業が2,138万3,000円の誤りでございました。訂正をさせていただきます。

《日程第37、議案第69号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第37、議案第69号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 福祉厚生常任委員会で聞き忘れたことがありますので、お聞きしておきたいと思います。

歳入で療養給付費交付金ということで、退職者の医療費が減額したことから、3,225万4,000円減っているわけでありますが、歳出を見てもみたら、退職者の療養給付費で2,000万円でありまして、高額療養費で540万円でありまして、2,500万円余り療養給付費等が減るのに対して、入ってくるほうが3,225万4,000円も減って入ってくるというのは、どういう計算に基づいてこういうことになっているのか。同じ金額になるのではないかと思いますけれども、1点お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、歳入の3ページでございますが、療養給付費交付金、これにつきましてはご案内のとおり、被保険者の医療分につきまして交付されるものでございます。この算出に当たりまして、昨年度の実績でありますとか見込み額から当初予算を算出しておるわけでございまして、思いのほかといいますか、退職者の方の医療費が伸びなかったということに伴いまして、この3,200万円余りを減額させていただいたところでございます。その交付金に対して充当先でございます4ページの退職被保険者療養給付費等でございますが、こちらにつきましては、いわゆる療養費、あるいは高額療養費の部分でございますけれども、ある程度退職者の減少を考慮しておったんですが、当初予算の編成時の時点で

見込みも含めた額をもとにしまして、しかも安全側で見込んでいたというようなこともございまして、当初予算を計上していたしました。そういったこともありますし、また、高額医療の対象者が55歳になられたということもありますし、大幅な減額となったものでございます。ある程度リンクはしているわけですが、全額この部分でカバーしているものではないので、一般財源を投入しながらバランスを図っておるというようなことでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 年間を通して最終的には歳入と歳出というのは金額が同じになるということではないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 基本的にはそういう考え方でよいと思うんですが、算出方法等若干全部が対象にならない部分も出てきますので、最終的にはきっちり同額になるというものではございまして、若干の差異が出てくるというのは、今までの決算状況の中でそういった状況となってございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 国保事業にかかわってお尋ねをしておきたいと思うんですけども、新聞報道もされておりますので、町民の方からもいろいろ問い合わせがあるわけなんですけども、来年4月から京都府への事業移管ということで、京丹波町の国保税がどうなるのかという声も聞いておりますし、これ以上上がれば負担に耐えられないという声も聞いておるわけですが、これまでの経過からすれば、来年1月ぐらいには本町の標準保険料率の確定というようなことも聞いておるわけですが、今後の京都府の事業移管ということにかかわって、国保税の確定なり町民への周知徹底、そういうものはどういうように考えておられるのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） これもご案内のとおり、来年の1月中下旬に最終的に数字が示されてくるというようなことでございます。そういった意味でも、来年の4月から新制度でスタートするというのでございまして、かなりタイトなスケジュールになろうかと思っております。その最終的に示される数値で判断していくというように考えておるわけですが、現時点では、今後、その数値をもとに検討をして、どのように国保税を変えていく必要があるのか。また、このままで行けるのかというところの判断がその時点となってこようかと思

います。そのままいけばいいわけですが、仮に何らかの形で国保税をさわらなければならないというようなことになった場合、住民の方への周知ということになるんですが、限られた期間ではございますが、その与えられた期間にできるだけいろんな媒体を使いまして、周知に努めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 12月10日の新聞報道を見ておりますと、国保というのは定年退職した人や非正規労働者、自営業者が加入し、その医療費を支える国保は2018年度から都道府県に一元化されると。京都府は、市町村から納付金を徴収し、保険給付などに必要な費用を市町村に交付すると。納付金の額は府が医療費水準などを加味して市町村ごとに決めるが、保険料については、府が設定する標準保険料率を参考に市町村が決める方式になっているんですが、現在の京丹波町の国保税そのものがどうなるんだというのが一番住民にとって大きいところでございますが、国保税がこれ以上上がるということになりますと、さらに滞納という問題も起こってきますし、負担に耐えられないということもあるわけでございます。対象となるのが自営業者や非正規労働者が中心でございますので、非常に所得としても低い層が多いわけでございますけども、基本的な考え方として、京丹波町の場合には、現在の国保税からはそれを上回らないという形で国保税が決定されると。そういう立場で検討をされていくのかどうか、その点については町長に見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） いずれにしましても、今は仮数値に基づいて試算がされておるわけですので、1月下旬に最終的な提示がされるということですので、その数値をもって判断をその時点からしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もちろん1月に示される数値をもって判断しなければならないということになるんですが、現在の京丹波町の国保税というのは、課税をしておるわけでございますから、それ以上の国保税が上がらないという立場で算出していくということを基本としておかなければ、京都府から示された数字が今よりも大幅に上がるということも絶対ないとは言えないわけでございます。その辺についての考え方を町長自身はどのように考えておられるのか、あわせてもう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 仮定の話になってまいりますので、それが確定してから十分検討をしてまいりたいというふうに考えたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

議案第69号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第70号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第38、議案第70号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第71号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第39、議案第71号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 歳入の4ページであります。諸収入の説明もいただいたかと思いますが、第1号被保険者加算金と返納金であります。町外での不正があり、というような説明もいただきましたが、件数なり同一の方なのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、歳出のこれも説明いただいたと思うんですけど、もう一度、保険給付費の中の地域密着型介護サービス給付費負担金、そして施設介護サービス給付費負担金、それぞれ減額となっております。改めて理由をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、4ページの諸収入等の関係でございます。これにつきましては、町外の訪問介護の事業所のほうで京都府の实地指導により不正請求があったということでお聞きをしておるところでございます。ほかの市ということでお許しをいただきたいんですけども、そのサービス付き高齢者住宅に入居をされている方が訪問ヘルパーのサービスをお使いになられたということで、ご夫婦でございます。平成27年度の2カ月分がその分になっておるところということで聞かせていただいております。

続きまして、地域密着型介護サービス給付費負担金なり、また施設介護サービス給付費負担金の減の関係でございますけども、地域密着型を含めまして、居宅系のサービスが前年に比べて伸びていない状況となっております。特に通所介護と18人以下の地域密着型通所介護のほうの前年度の前半期と比べまして、1カ月当たり22件ほど少なくなっておるところでございます。また、訪問系につきましても、1カ月当たり35件ほどの減となっております。その反面、訪問入浴なり短期入所のほうについては、増えておるような状況とい

うことになっております。

続きまして、施設系のサービスでございますけれども、特別養護老人ホームの関係でいきましたら、前年度の前半と比べまして1カ月当たり4件の減となっております。また、老健施設につきましては、1カ月当たり3件の増となっております。あと、介護療養型医療施設につきましては、1カ月当たり2件の減となっております。減っておる原因といたしまして、入院や死亡等が考えられるところでございます。退所された場合に必ずしも町内の方がその後入所をされるとも限らないというような状況となっております。そういったことから、今回、減額をさせていただくところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 全体的に見れば、保険給付費が4,804万8,000円減額となっているわけですが、第6期の介護保険事業計画が立てられたもとの、最終的にこういうふうになってきているわけですが、そしたら6期の段階では事業費の見込みがオーバーになっていたということになってくるのか。介護保険料との絡みもありますので、事業費を必要以上に高く見積もっていたということが1つの原因につながるのか。あるいは通所も訪問も1月当たり減っているということは、要支援の方などが地域支援事業に移行したとかいろんなことがありましたけれども、そういうようなことも原因となっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、認定者等の関係でございますけれども、今年の平成29年の10月と昨年の10月を比較した場合でございますけれども、要支援の方が30名減、また要介護の方は13名減というような状況で、認定の方自体が減ってきておるところでもございます。6期の事業計画におきましては、推計に基づきまして介護保険料のほうを設定をさせていただいてるところでございます。その中で、結果として今回こうやって落とさせていただかないといけないことになったというふうに認識をしておるところでございます。

また、よその市町に先立ちまして、総合事業のほうも早目からスタートをさせていただいておるところでございますけれども、平成29年11月と平成28年11月を比較いたしました場合に、総合事業の利用の方につきましても、50名増というようなことで、総合事業のほうは順調に進んでおるといふふうに認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

議案第71号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第72号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第40、議案第72号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

議案第72号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第73号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第41、議案第73号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。

議案第73号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第74号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第42、議案第74号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。

議案第74号 平成29年度京丹波町松山財産区特別会計補正予算(第1号)について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第75号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第43、議案第75号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) 1点お尋ねをしておきたいと思います。

委託料の関係で4ページなんですけども、福祉厚生常任委員会でも聞いておったんですけども、負担割合を変えたということでございますけども、考え方としては、施設の利用割合とかそういうことで変えたということだと思っておりますけども、これまではどういうものを基準に負担割合を決めておったのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長(篠塚信太郎君) 藤田医療政策課長。

○医療政策課長(藤田正則君) 本来、建物が2棟ありますので、ほぼ半分割りをしておったんですけども、利用度の関係から考えて7対3の割合でさせていただきました。

以上でございます。

○議長(篠塚信太郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第75号を採決します。

議案第75号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第44、議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) ちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、15ページの収益的支出で、営業外費用の中に消費税及び地方消費税ということで、1,391万5,000円の減になっております。説明では、免税となったということだったと思うんですけども、具体的にはそういう基準があると思うんですけども、事業費によるものかと思うんですけども、当初、1,391万5,000円を見込んでおったわけでございますけども、これがゼロになったということでございますので、その点伺っておきたいというのと。

資本的収入の18ページに、生活基盤施設耐震化補助金というのが318万8,000円の減になっておるわけでございますけども、これについてはどういう理由で減になっておるのか、あわせて伺っておきます。

○議長(篠塚信太郎君) 十倉上下水道課長。

○上下水道課長(十倉隆英君) 消費税の関係につきましては、本年度が企業会計による事業

の初年度ということで、免税事業所となるということとなったため、当初予算に計上しておりました消費税については、免税ということで今回補正のほうをさせていただいたところでございます。当初の予算におきましては、支払いの消費税と収益の消費税、その差し引き分としまして予算を計上しておりましたが、税務署との協議によりまして、初年度につきましては免税になるということでございましたので、今回補正のほうで消費税相当額のほうを減額させていただいたところでございます。

それと、資本的収入の生活基盤施設耐震化補助金の関係でございますが、この補助金につきましては、当初割り当て分において、今年度計画しておりました事業を行っております。ほぼ工事のほうも完了した部分もございます。また、京都府の交付金でございますので、交付金の担当課と協議をさせていただき、割り当て内示に基づきまして当初の見込み額から減額をさせていただいたところでございます。

なお、事業のほうにつきましては、当初の計画しておりました事業量のほうは執行させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第76号を採決します。

議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約に

ついて》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第45、議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 1点だけお尋ねをしておきます。

本件については、補助金の適正化に関する法律の適用の有無についてお尋ねをします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本施設につきましては、24年前ということで建設をされておりますし、また、補助事業による建設ではないということでございますので、該当はしないものと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田均君） 今回の建物解体工事に伴いますグラウンドゴルフの関係で、当初から協議はされてきた経過があるんですけども、具体的に協会との協議というのは整っておることなのか。場所を変えるという話もあったわけでございますけども、その点についてお尋ねをしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新庁舎の整備並びに今回の議案となっております建物解体工事の関係におきまして、事前に利用をされておりますグラウンドゴルフ協会のほうとも協議をさせていただいておるところでございます。取り壊しを行うことによりまして、利用ができないということでございますので、現時点では須知の水辺公園の一部を代替施設ということで、グラウンドゴルフ協会さんとはお話をさせていただき、現在、公園の一部整備に着手をしているところでございます。1月末の完成をめどとして施設整備を行っているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今のグラウンドゴルフ協会の水辺公園の一部を利用するということなんですけども、先ほどありました補助金等の適正化に関しまして、水辺公園は都市計画公園というふうに聞いてるんですが、そちらのほうに抵触しないか、検討されたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 水辺公園は、京都府の河川整備と一緒に行っていただいたと

いうように認識しておりますし、まだ具体的な利用の申請等も出ておりませんので、その辺は今後協議する部分は協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 協議するということですが、そちらのほうに変わるということは、グラウンドゴルフ協会の方がそのように信じておられますし、パークゴルフもそうなんですけども、グラウンドゴルフとかゴルフに類似するものは、前から言ってるように、ティーグラウンドとフェアウェイ、バンカー、池があって、グリーンがあって、この状態が整ってこそグラウンドゴルフ場、ゴルフ場、パークゴルフ場になるわけです。実際問題、スタートのティーグラウンドとグリーンだけを使用貸借占有許可を与えても、実際プレーした場合、一般の人が公園の中には入れないということになります。そんなことと都市計画公園には利用できる面積が制限されていると思うんですが、その点ではどうなっているんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 須知公園のときにもお答えをさせていただいたんですが、使用につきましては、実際には言われてますように、ボールが転がるという部分はあるということで認識はしておりますが、固定の占有物件に対しての占有というようなことで考えておりますので、今後も須知公園と同じような考え方で使用料のほうも徴収したいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 公園はそもそも町民の方がいつでも自由に出入りできるわけですし、例えば今おっしゃったように、須知公園と同じ使用契約をされるということになりますと、その項目の中に町民の安全を図ることが条件になっているんですけども、実際、グラウンドゴルフですと50メートル、パークゴルフですと100メートル、それもゴロで行くわけですから、公園の間に町民の方が公園を利用して、例えば芝生に座って休んでおられたら安全性は守れるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 須知公園の場合は、面積的にも広くて、遊具等離れているということもありましたので、その辺は使用する方がそのようにやっていただけたと思うんですが、須知川の水辺公園につきましては、面積が狭いということもありますし、全体を使うということになりますと、ほかの公園の利用者にご迷惑をかけるということも考えておりま

すので、今後、申請はまだ出てきておりませんし、使用の許可条件とかも含めて今後指導のほうもしたいと思いますし、こちらのほうもどのように利用されるかというのを聞かせていただいて、それで今後の指導とか安全性についても許可も含めて検討をしてみたいと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

森田君。

○9番（森田幸子君） 以前に議会があったときに、水辺公園の遊具は取り外しするというところで、整備するというところでお聞きしてたんですが、今年度中に取り外しということで、あと、新しい遊具もあるということで、どれぐらいの範囲の遊具が設置されてという構想があるのかどうか、その点お聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 見ていただいてないかもしれませんが、遊具のほうはほぼ撤去できておりますし、新しい遊具というものは設置の予定はございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 確認もしないで申しわけないんですけど、そしたら、これからの遊具の設置というのは、もう考えられてないのかどうか、その点だけお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 中央部の新しい遊具につきましては、そのまま残しておりますので、それ以外の使用できなくなっていた施設につきましては、全て撤去をしておりますし、今後、新たな遊具を設置するという予定はございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。

議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、発議第2号 第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第46、発議第2号 第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議に対して、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

平成29年11月5日で執行されました京丹波町長町議会議員選挙では、新聞でも報道されましたように、丹波マーケスへの公金投入問題、新庁舎建設が大きな争点となりました。太田町長は、丹波マーケスへの公金支出を調査し、しかるべきタイミングで情報公開すると所信表明でも強調をされました。

議会は、公金投入に対して既に議決をしておりますが、当時の町長からは、丹波マーケスは第三セクターであること。町内にある他の第三セクターは毎年多額の公金を投入している。それと比較しても丹波マーケスへの公金投入は何ら問題ないなどの説明をされてきました。

しかし、第三セクターの設置目的、設立の経過などそれぞれに違いはあります。

京丹波町が出資をしております第三セクターは、丹波地域開発株式会社を含め出資比率25%以上で見ますと、現在8団体あります。

第三セクターのあり方については、平成26年8月5日付で総務大臣名で出された第三セクター等の経営健全化の推進等に関する指針に、第三セクターの考え方が示されています。議会は、この指針を参考にしながら京丹波町の8つの第三セクターのあり方について調査研究をして、議会としてのあるべき方向を示すべきと考えます。こうした取り組みが第三セクターへの公金投入に対する町民の疑問などに応える道だと考えるものであります。

第三セクターイコール丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社ということから、第三セクター問題は済んだこととの考え方もあるようですが、今後の経済状況の中では、新た

な課題が起こる可能性は十分にあります。それは、町内にある8つの第三セクターも同じと考えます。今この時期にこそ議会として集中的に取り組むことが必要であり、求められていると考えます。

また、指定管理者制度についても、施設の維持管理方法、施設の運営、指定機関など施設によって違いがあります。現在、指定管理者をしている町施設は4施設であります。指定管理のあり方についても、議会として調査研究して、議会の見解を示すことが町民の期待に応えることだと考えるものであります。

よって、第三セクター及び指定管理者制度特別委員会を設置して調査研究が必要と考え、設置に関する決議を提案するものであります。

なお、特別委員会の人数は9名としております。提出者としては、9名とした考えは、京丹波町議会には会派が現在3会派あることから、会派からそれぞれ選出する方法が現時点では一番よい方法と考えるものであります。丹心会から4名、未来の会と日本共産党議員団から各2名、そして無会派から1名の9名と提案するものであります。それぞれの立場や違いをリスペクトして、取り組むことが必要と考え9名としました。皆様のご賛同を心からお願いして、提案理由の説明といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発議第2号 第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議の質疑を行います。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 提出者にお尋ねをいたします。

特別委員会の設置となりますと、問題とか課題が発生した場合、そうした特定の事件に対しまして特別委員会を設けるということが本来の姿だろうというふうに思うんですが、現在そうした問題が発生しているような箇所が今のところはないというふうに思うんですが、何を調査されるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

また、指定管理者の関係ですけど、指定管理者制度を調査するとなつてはいるんですけど、この制度については、皆様ご承知のとおり、小泉内閣の折に公設民営化ということで、その中で指定管理者制度ができたというようなこととございますし、何ら制度を調査することが必要なのかなという思いがするんですが、この制度に関する調査ということになっておるわけですけども、これについての詳しい見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 1つは、いわゆる問題が起きていないのではないかとということでご

ございましたが、第三セクターにかかわる課題は、丹波マーケスの丹波地域開発株式会社を初めとして、今運用されておるわけでございますが、それぞれ先ほど申し上げましたように、つくられてきた経過、目的も違うようでございますので、議会として、そこら辺を整理をするといえますか、どういように第三セクターを考えるかという調査研究をして、第三セクターとしてはこうあるべきだという方向を議会として出すべきではないかというのが1つの考え方でございます。

それから、指定管理者制度と言いましたけども、それぞれ制度に基づいて指定をしておるわけでございますから、先ほど申し上げましたように、4つの施設に指定管理者として指定をしております。今申し上げましたように、指定の期間とか違いが非常にあるわけでございますから、やはりその辺についても、本来、指定管理者というのは、どうあるべきかということを経会としても研究をして、方向を示すべきではないかと考えるべきであります。特に、第三セクターの関係については、先ほども申し上げましたけども、総務省が第三セクターについての指針を出しておりますので、やはりそれに基づいて議会としてもチェックをするということも、当然大きな必要な要素だと考えておるわけでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今おっしゃったようなことにつきましては、それぞれ第三セクターを担当する部局もございませし、また、常任委員会でもいろいろ議論できるのではないかといいうふうに思いますので、常任委員会での対応は可能ではないかというふうに思うんですが、いかがでございませか。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田均君） 常任委員会といいましても、それぞれ8つの第三セクターがありまして、それぞれ1つの常任委員会ではなしに、それぞれのかかわる常任委員会がございませるので、やはり第三セクターが8つありますので、全体を指針に基づいてどうあるべきかということを含めて、それでやるということが今必要だというふうに思うわけでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） 今の岩田議員でもありましたように、常任委員会があつて、そこで議論をする場はあるんですけど、それが機能していない、不足だということでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田均君） もちろん常任委員会は該当するそれぞれの課に関係することをやるわけでございますが、8つの第三セクターは、全ての常任委員会に関係するものばかりではございませないので、総務の関係、産建の関係、それぞれ分かれております。やはりそれを1

つの特別委員会で全体を議論するというのは、これは当然必要だと考えておるわけでございます。今、8つあります第三セクターが1つの常任委員会に皆該当しておるということになれば、それを特別にやるということになるろうかと思うんですが、常任委員会というのは、やはりそれぞれの予算も含めてですけども、町が管轄する部分を当然議論をするわけでございますけども、やはり集中的にやろうとすれば、特別委員会というのを目的を持って設置して取り組んでいくというのが必要だというように考えておるわけでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 説明しててもまだはっきりはしないんですけど、例えば今回立ち上がろうとしている予定の第三セクターの調査研究する特別委員会で議論をして、常任委員会はそしたら議論はそっちに任せてしないんだらうかとか、もしくは役割分担というか、その辺はどう考えられてるんだらう。これ思うのが、僕、議員を始めて9年目になるんですけど、特別委員会を幾つかそのまま継承を見てきたんですけど、例えば交通網対策特別委員会は、立ち上げ時はいなかったのかな、僕。JRの複線電化や縦貫道がつながったときに一定役割を終えたということで閉じた。一応、まだ町営バスとか、JRバスとか、町民の足に関してすごく大事な問題が残ってるんですけど、それは所管の常任委員会でできるだろうということで閉じました。これ、残っている時期もあつたんですけど、やっぱり同じことをやってるというので閉じることになりました。議会活性化特別委員会も活性化をしようということで立ち上げたんですけど、議会運営委員会との役割分担というのがちょっと曖昧になったので、今回は議会運営委員会のできるのではないかとということで閉じました。ということで、余り意味のないというか、なりそうな感じがすごくしますね。広報委員会が特別委員会だったんですけど、これはどこの所管の委員会でもできないので、常任委員会になりましたし、新庁舎建設特別委員会が今回立ち上がったんですけど、これは町民の誰が見ても、1年で終わるわけではないですけど、何割も占めるような大きいことなので、しかも期間が決まっています。新庁舎が建ったらもう一定終わるというふうに期間が決まっているので、期間の予定がないまま、本町においてですけど、ずるずるというか、だらだらというか、しても意味がないのではないかなというのはすごく思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、これまでありました例えば議会活性化特別委員会とか、交通網対策特別委員会とか、それぞれ北尾議員の考え方なのか、それはどこかでそういうようにまとめられたのかどうか分かりませんが、議会としてはどうあるべきかという議論はした覚えは私はないわけでございまして、やはり必要に応じて特別委員会は設置しておるわけであり

ますけども、やはり一番大事なのは、特別委員会の目的に基づくしっかりとした取り組みが不十分であったというように私は思うんですね。十分機能を発揮した特別委員会もあるわけでございますし、北尾議員がかかわられた議員の間には、そういうことがあったんだと思うんですが、私は活性化特別委員会を前期やらせてもらっていたわけでございますけども、一定方向も示して、議員の皆さんの協力のもとで出されたと。そういう点では目的は十分果たせたというように私は自負しておるわけでございますけども、交通網対策特別委員会についても、やはり町営バスの運行であれば、それはそれでもっとしっかりとした課題とそういうものを特別委員会として発揮させて、それに向けて取り組んでいくということがなければ、今言われたようなことも起こったということでございますので、それをつくったということについては、皆合意をして特別委員会を設置しておるわけでございますから、やはりなぜそういうことになったのかということも、しっかり反省したりチェックをするということも私は必要だと思うんです。そういう面では、今回提案しております特別委員会についても、我々の任期は4年でありますけども、基本的には、2年間の1つの議長の改選、常任委員会の改選もありますので、1つのめどとしてはそういうものを持って取り組んでいくというのは、当然特別委員会としての役割であろうし、当然そこで解決できないということであれば、さらにやるということになります。今、今期議長も積極的に議会活動について提案もされております。そういう面から言えば、大いにそういう取り組みを私は取り組んでいくということも、今のちょうどこの議会の活性化を思えば、取り組みの中でやっぱり課題をしっかり持って取り組んでいく。こういう議題の1つだというように私は考えておるわけでありまして。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 議会の本編成において、議長から提案され、公金を支出しておる各組織について、常任委員会で所管する内容についてしっかりと意見交換をして、課題等をしっかりと調査研究するよという申し合わせが全員協議会、あるいは議会運営委員会で示されまして、各常任委員会では、その方向性のもとに年間計画等も現在立案して取り組んでいる中でございます。そうした経過の中で新しく特別委員会を立ち上げるという提案する場合には、その明確な目的、そして所管する常任委員会との明確な役割のすみ分け、それを示して各議員の皆さんに賛同を得るのが大変重要かと思えます。ただいまの答弁を聞いておりましたら、重要や、これは課題がある、引き続き取り組んでいかなければならないという説明は聞きましたけれども、いま一度詳細な設立目的、そして所管する常任委員会との役割のすみ分けを明確に示していただいて、議員の皆さんに賛同を求めていただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 常任委員会とのすみ分けということを盛んに言われるわけですが、常任委員会の所管するものは、条例や規則にも定まっております、それぞれの関係する担当課をそれぞれの常任委員会が所管するということになっておるわけですが、今申し上げております第三セクターの関係については、例えば丹波地域開発株式会社であれば、現在の出資比率は40.51%でございますので、その中には入らないわけですが、またほかの第三セクターにつきましても、一つ一つをその常任委員会で議題として議論するということではなしに、第三セクターそのもののあり方をどうあるべきかということ、国が示しております第三セクターの指針に基づいて集中的にどうあるべきかということ、1つチェックしていくというのは、当然今やらなければならないことだと私は思っておりますし、課題がはっきりしないと言われますが、京丹波町にあります第三セクターは8つあるわけですが、旧町時代にできたものばかりでございますが、それぞれの第三セクターの目的も定まっております。例えば丹波地域開発株式会社でありましたら、株式会社でございますので、第三セクターといえども登記がされておまして、そこには会社の目的、事業の範囲、そういうものも定款の中で決まっておるわけですが、それぞれが違う形態をしておるわけですが、やはりそういうものを議論していくということは必要だと思いますし、前の寺尾町長については、例えば丹波地域開発株式会社の資料を示すべきだと言え、それはもう示す必要はないと。裁判に書類の件は言ってくださいということを平然と言われたわけですが、そういうことになれば、今言われるような、議会として集中した議論はできなかったわけですが、やはりそういう面から言っても、特別委員会でしっかり一定の資料も出していただいたりしながら、やはりそれぞれの第三セクターとしてのあり方をはっきりさせていくということは、私は必要だということに思っております。それがもう1つ不明確だということだということに思うんですが、その細かいことは総務省が出しております第三セクターの指針を見れば、それぞれの運営のあり方とかどうあるべきかというのは全部チェックされておるので、それに基づいて第三セクターのあり方をチェックをすれば、おのずとはっきりするというふうには思いますし、それに基づいて第三セクターとしてこうあるべきだという方向も明らかになるのではないかと思っておるわけですが、そういう意味では、議会としてそういう取り組みを私は必要だということに考えておるわけですが、もちろん指定管理者の施設についても、5年の指定管理をしておるところと15年とあるわけですが、本来の指定管理のあり方というのはそれでいいのかどうかということも含めて、やはり検討が必

要だというようには私は思っておるわけでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 大事だというのはすごくわかるので、常任委員会でやっていこうという方向で進められてきてると思います。先ほど梅原議員が言われたように、補助金をもらっている団体、第三セクターに限らず、しっかりと意見交換をしてどんな活動をしているのとかを含めてしっかり見ていこうというので、議会としてはその取り組みでやっていこうというのは今回の議会構成になって示されたと思います。その中で、やっぱりどう考えても第三セクターが、例えばこれで特別委員会をつくるんだったら、少子高齢化対策特別委員会とかのほうが、町長も何度も何度も所信表明とかで言われているように、すごく大事な問題だと思いますし、先ほどどんなものがあるかなと考えながらなんですけど、町民がよく言われる企業誘致、めっちゃめっちゃ難しいというのは、説明しながらただやっていかないといけないというので取り組む、これも口で言うだけではなくて、特別委員会で考えていこうと思ったときに、午前中の質疑でもありましたように、情報網がちゃんと整備されてないようなところに企業が来るんだらどうかとか、すごく大事な問題だなと思って聞いてました。予算が大きいから大事。ついてる予算は見えるんですけど、全く今予定されてない予算というのは、見えないけどすごい大事なことというのがあるので、この辺を考えていかなければいけないなと。いつまでも後回しにしてはいけないから特別委員会というふうに、今、第三セクターのことを考えていたら思いました。あと、須知高校の存続も特別委員会で議員として取り組んでもいいのかもしれないですし、切りがないんですけど、国とか府とかに頼ってる財源の自主財源をしっかり確保するために、4分の1しかない自主財源をしっかり確保するために、農業とか観光業を中心に特別委員会で考えていかなければいけないというふうに上げたら、切りがない中の1つとして第三セクターも大事だなとは思いますが、特別第三セクターに関してやっていこうというのはどうだろうか。多分、議員活動の一人一人がこの重要性の順位が変わってきてるのではないかなと思うので、その辺何で第三セクターだけなのかというのを答弁お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどの提案理由のときにも申し上げましたけども、丹波地域開発株式会社への6億700万円の公金投入問題をめぐって、今回行われました町長町議会議員選挙では、大きな争点になったわけでございまして、それに対して町民は審判を私は出したと。投票した方の7割の方が、やっぱりそれは問題だと。おかしいということを私は示したんだと思うんですね。それを受けて私たち議会として、議員として、本当にそれがどうであ

ったのかということも含めて、第三セクターのあり方をしっかり、今、調査研究をしておくということが私は必要だということで提案しておるわけでございまして、いろいろ、今、北尾議員から町政の課題について言われました。それについて特別委員会が必要ではないかということも言われましたけども、私が申し上げたいのは、やはり町民が今回の選挙で示した意思に基づいて、我々、議会や議員としても、第三セクターのあり方、指定管理のあり方をこの時期にやっておくべきだと。しかも総務省が第三セクターのあり方についての指針も出しておるわけでございますから、それに基づいて本来の第三セクターとはどうあるべきかということもそこに示してあるわけでございますから、今8つあります第三セクターについて、それに基づいてどうだということを議論すれば、おのずと一定の方向も示せるし、議会としてのこうあるべきだという方向も私は出せるのではないかと。そういう意味で申し上げておるわけでございまして、何よりも町民の方が選挙でそういう審判を方向を示されたということを受けて、改めて第三セクターのあり方について検討が必要だと。調査が必要だと。こういう立場で提案をしておるわけでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 最後になるわけですが、発議はいつでもできるということになっているものの、何で議運の場に提案いただかなかったのかということで、議運で十分な議論ができないまま、今回いきなりこのような提案をされたということで、大変私としては非常に残念だというふうに思っています。議会活性化という意味では、議員がみずから思い立ったことを率先して発議していくということは、大変いいことだというふうに思うんですが、今般、成立いただきました新庁舎建設特別委員会、それから議会広報の常任委員会化等についても、議運の場でしっかり議論もさせていただいたような経過がございます。本件についても、議会運営委員会に提出いただいて、その中で十分な議論を重ねていただきたかったなという思いでございますけども、なぜ提案をされなかったのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田均君） 私、議会運営委員会のメンバーではありませんので、事前に議会運営委員会にこういう条例案を提出をということで議員発議を出させていただいたんですが、当然、議会運営委員会ですら。この提案に対してどうするんだという議論が深まれば、私は何もあえて議員発議だけにこだわる必要はないというふうに思っておったわけでございまして、事前に議会運営委員会に提出をさせていただきましたので、当然そこでいろいろ議論があれば、提出者に対してどうだということを申しただけければ、十分そこで協議をす

る時間も期間もあったのではないかと1つは思うわけでございますし、また、今期に入りまして、こうした第三セクターにかかわる特別委員会について、議会運営委員会で一定提案もしていただいたということも聞いておったわけでございまして、その中で必要ならば議員発議でも出してもらったらどうやというような声もあったということを知っておりましたし、そういうことで突如ということではなしに、20日の議会運営委員会に間に合うように提出もさせていただいて、また議論も深めていただけたらという思いで提出もさせていただいたということでございますので、この最終日に突如緊急提案したということではございませんので、その点も含めて申し上げておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、今提案されております発議第2号 第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議について、賛成の立場で討論をいたします。

賛成する理由は、次のとおりでございます。

まず1つは、去る11月5日に施行されました選挙では、第三セクターであります丹波地域開発株式会社の件と、それから新庁舎建設の件が大きな争点となりましたし、これは予測に過ぎないんですけども、選挙の結果にも大きく影響したように思います。そんな中で、既に新庁舎建設特別委員会は設置されました。もう1点の争点であった丹波地域開発株式会社の支援への議案というのは、3年前、平成26年9月の議案でございます。そのことに対して今回の選挙、3年たってもまだ町民の人が重大なことであるという関心を持っておられるということは、もう一度議会としてもこの事実を再認識して、過去のことだと、決議が済んだことだというようなことで放置することなく、第三セクターに関する設置の発議を私は当然取り組むことであることを1つ。

それから、もう1点は、平成26年8月付で総務大臣名で第三セクター等の経営健全化の推進等に関する指針というものが出されております。本議会としても、この指針を参考にしながら第三セクターのあり方について、私は公金の投入とか町民の疑問に答える必要があろう

かと思えます。例えば、丹波地域開発株式会社の件ですけれども、6億700万円の支援をして、なおかつ平成29年3月末の同社の繰越欠損が3億円弱あるわけです。利益は600万円しか上がっていません。これを単純計算をしますと、50年かかるわけです。こういう状態の第三セクターをこのまま置いといていいのか。やっぱりこれからこういう状態であれば、次にまた出てくるのが町民の税金を使わなければならないことになるのではないかと。そういう意味では、やはり私は総務大臣の指針があるわけですから、それに基づいて、これはただ1つ丹波地域開発株式会社だけではなく、ほかにもそういう問題を含んでいる第三セクターの企業があるのではないかと検討をしていくべきである。そういう意味では、今回の特別委員会をつくるべきであると思えます。

それから、もう1点は、指定管理者制度についてですけれども、この制度に基づいて設置された施設には、いろんな方法で、根底で必ずしも一致していないし、統一されていないことがあります。加えて、設立されてからほとんどが先ほども話がありましたように、合併前の状態でできたものでして、その後、時間の流れによりまして、設立当時の必要性が変わってきているのではないかとこのように思います。そういう意味では、指定管理者制度に基づいて行った施設の再構築が必要であるというように思います。

また、先ほど質問の中で、この問題だけではなくにいろんな問題があるというように上げられました。例えば少子高齢化の問題、企業誘致の問題、云々上げられましたけれども、私はその中で一番初めにやらなければいけないのは、やっぱり11月5日の選挙の争点になったことを先にやらないと、たくさんあるから何もかも大事です。そやけど、どれかを選んでやらなければいけないのがやっぱり政策だと思いますので、そういう意味でも、ぜひこの特別委員会は設置すべきものであると私は思います。

以上が私の賛成討論でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案をされております発議第2号 第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議について、賛成の立場で討論をいたします。

このたび行われました町長町議会選挙での大きな争点の1つが、第三セクターである丹波地域開発株式会社への税金の投入でありました。審議も説明も不十分なままでの税金の使い方に対し、町民の方々の町に対する審判の結果でもあります。このことは同時に議員にも厳しく求められています。第三セクターとは、自治体と民間が共同出資したもので、京丹波町

では、現在、丹波地域開発株式会社、公益財団法人丹波ふるさと振興公社、公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会、株式会社丹波情報センター、公益財団法人瑞穂農業公社、グリーンランドみずほ株式会社、一般財団法人和知ふるさと振興センターなど9つの第三セクターがあります。地方自治体の首長による法的規制権の規定に基づき、自治体の首長は第三セクターの経営を調査することができる。調査の結果に応じ第三セクターに対し必要な措置を講じること。また、議会において、第三セクターへの出資金の予算案や審議、それに関する予算の審議を通じてチェックを行うことができる。町の財政や住民生活に重大な関係を持つ第三セクター及び指定管理の運営について、住民の利益や自治体の果たすべき立場からもチェック機関である議会の監視、監督が今こそ求められることから、第三セクター及び指定管理者制度特別委員会を設置し、調査と第三セクター及び指定管理のあり方について、議会として町民に報告することが求められていると考えます。

よって、特別委員会設置に賛成といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

発議第2号 第三セクター及び指定管理者制度特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手少数であります。

よって、発議第2号は否決されました。

《日程第47、閉会中の継続調査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第47、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成29年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

閉会 午後 2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 坂本 美智代

〃 署名議員 東 まさ子